

アムンディ・リソナワールド・セレクト・ファンド
リソナ オールスター

追加型投信／内外／資産複合

本投資信託説明書(目論見書)は、前半部分は「アムンディ・リそなワールド・セレクト・ファンド」(愛称：リそなオールスター)の「投資信託説明書(交付目論見書)」、後半部分は同ファンドの「投資信託説明書(請求目論見書)」から構成されています。
当ファンドは課税上は株式投資信託として取扱われます。

アムンディ・リそなワールド・セレクト・ファンド
(愛称:「リそなオールスター」)

追加型投信／内外／資産複合

投資信託説明書(交付目論見書)
2010年7月

アムンディ・ジャパン株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

1. 本投資信託説明書（交付目論見書）により行う「アムンディ・リそなワールド・セレクト・ファンド」（愛称：リそなオールスター）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成22年6月15日に関東財務局長に提出しており、平成22年7月1日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（交付目論見書）は金融商品取引法（昭和23年法第25号）第13条の規定に基づく目論見書のうち、同法第15条第2項の規定に基づき、投資家がファンドを取得する際にあらかじめまたは同時に交付を行う目論見書です。
また、当該有価証券届出書第三部の内容を記載した投資信託説明書（請求目論見書）については、販売会社を通じて投資家の請求により交付いたします。なお、販売会社に投資信託説明書（請求目論見書）をご請求された場合には、その旨をご自身において記録しておくようにしてください。
3. 「アムンディ・リそなワールド・セレクト・ファンド」（愛称：リそなオールスター）の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きや為替の変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。
4. 当ファンドは投資元本及び分配金が保証されているものではありません。

（投資信託についての一般的な留意事項）

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・ 投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・ 銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・ 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（銀行は販売の窓口となります）。
- ・ 投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・ 投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬及びその他の費用等がかかります。
- ・ 投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

（金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）

当ファンドは、主に投資信託証券を通じて国内外の株式、債券や不動産等の値動きのある資産を投資対象としていますので、当該資産の価格の下落や投資対象となる有価証券の発行体の倒産や財務状況の悪化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、為替の変動（円高になった場合等）により当ファンドが実質的に投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

投資信託説明書(交付目論見書)の目次

ファンドの概要	1
ファンドの特色	3
ファンドの投資方針	
投資方針	10
投資対象	11
分配方針	11
投資制限	12
ファンドの投資リスク	
ファンドの主な投資リスク及び留意点	13
一般的な留意点	15
ファンドのしくみ	
ファンドのしくみ	16
委託会社の概要	17
運用体制及びリスク管理体制	18
ファンドの申込方法	
申込(販売)の手続等	19
換金(解約)の手続等	20
ファンドにかかる費用・税金	
お客さまに直接ご負担いただく費用・税金	21
ファンドで間接的にご負担いただく費用	21
税金の取扱	24
管理及び運営の概要・その他	
管理及び運営の概要	27
内国投資信託受益証券事務の概要	30
その他ファンドの情報	31
投資信託説明書(請求目論見書)の記載項目	31
ファンドの運用状況	
ファンドの運用状況	32
ファンドの財務ハイライト情報	37
(参考) 指定投資信託証券の概要	41
(参考) 指定投資信託証券について	43
信託約款	76
用語解説	99

ファンドの
概要

ファンドの
特色

投資方針

投資リスク

ファンドの
しくみ

申込方法

費用・税金

管理及び
運営の概要

運用状況

信託約款

用語解説

ファンドの概要

当概要は、投資信託説明書(交付目論見書)本文の記載内容を要約したものです。
詳細につきましては、各該当箇所をご覧ください。

ファンドの名称	アムンディ・リソナワールド・セレクト・ファンド (愛称：りそなオールスター)
商 品 分 類	追加型投信／内外／資産複合 詳しくは後記[ファンドの商品分類]をご参照ください。
ファンドの目的	主として、投資信託証券に投資をすることにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先の投資信託証券が行い、配当等収益の確保を図るとともに、中長期的な信託財産の成長を目指します。
主な投資対象	主として、投資信託証券に投資します。原則として、為替ヘッジは行いません。組入対象投資信託証券は、変更されることがあります。
信 託 設 定 日	平成18年12月22日(金)
信 託 期 間	平成18年12月22日(金)～無期限とします。
決 算 日	毎月11日(休日の場合は翌営業日)
収 益 分 配	原則として、毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行います。
申 込 期 間	平成22年7月1日(木)～平成23年2月8日(火) ただし、ファンドの休業日※にあたる場合は、お申込みできません。 ※ 東京証券取引所の休業日、ロンドン、ルクセンブルグの銀行休業日及び ニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日の いずれかに該当する場合を指します。 申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
募 集 上 限	1兆円
お 申 込 単 位	1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法及び単位とします。
お 申 込 価 額	申込受付日の翌営業日の基準価額

途 中 換 金	原則として、毎営業日換金(解約)できます。 ただし、ファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。 「換金請求」または「買取請求」によりお申込みいただけます。 買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、 お申込みの販売会社にお問合せください。
換 金 単 位	1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。
換 金 価 額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金 の お 支 払 い	換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
委 託 会 社	アムンディ・ジャパン株式会社
受 託 会 社	株式会社 りそな銀行
販 売 会 社	株式会社 りそな銀行 株式会社 埼玉りそな銀行 株式会社 近畿大阪銀行

【基準価額及び換金価額について委託会社の照会先】

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900 (フリーダイヤル)

受付時間：月曜日～金曜日(祝休日を除く)の午前9時～午後5時

インターネットホームページ：http://www.amundi.co.jp

ファンドの特色

当ファンドは、主として投資信託証券（投資信託及び外国投資信託の受益証券または投資法人及び外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ）に投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先の投資信託証券が行い、配当等収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

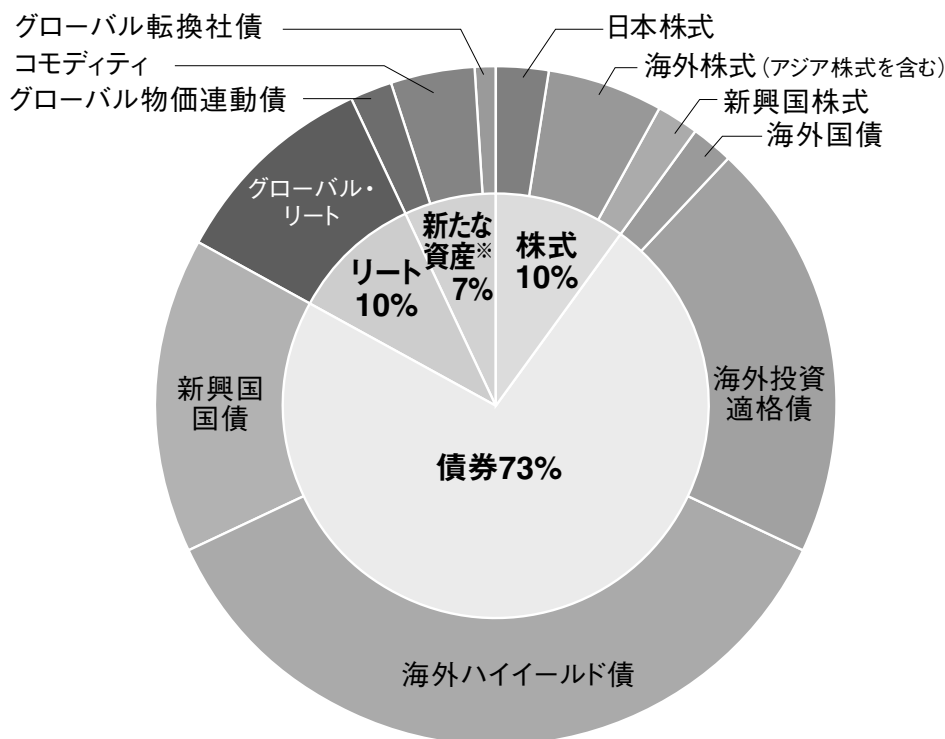
POINT 1

世界の11種類の資産に分散投資します。

主として、投資信託証券に投資することにより、世界の11種類の資産に分散投資します。

資産の分散・地域の分散

- 世界の株式、債券に加えてリート、コモディティや物価連動債など新しい資産にも投資します。
- 地域について欧米の先進国からアジア、新興国まで投資先を拡大しています。



※新たな資産は、グローバル物価連動債、コモディティ、グローバル転換社債とします。

* 上記は各資産の基本配分比率のイメージ図であり、実際のファンドの組入とは異なります。
 また、投資環境の変化により見直しを行う場合があります。

* 上記イメージ図は、将来の投資成果等を保証あるいは予測するものではありません。

通貨の分散

- 世界の二大通貨（米ドル・ユーロ）に加えて、様々な通貨に分散します。

POINT 2

世界有数の運用会社が運用する投資信託証券に投資します。
(ファンド・オブ・ファンズ方式で運用します)

りそな オール スター	投資対象資産・基本配分比率		指定投資信託証券	国籍	運用会社	基本投資比率	信託報酬率(年率)
りそな オール スター	1 日本株式	2.5%程度	1 Amundi Funds ジャパン・バリュー	ルクセンブルグ	株式会社 りそな銀行	2.5%程度	0.7000%
	2 海外株式 (アジア株式を含む)	5.5%程度	2 DWS欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)	日本	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	2.0%程度	0.7980%(税抜 0.7600%)
			3 フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)	日本	フィデリティ投信株式会社	2.0%程度	0.7560%(税抜 0.7200%)
			4 Amundi Funds グレーター・チャイナ	ルクセンブルグ	アムンディ・ホンコン・リミテッド	0.5%程度	0.8500%以内
			5 Amundi Funds 韓国ファンド	ルクセンブルグ	アムンディ・ホンコン・リミテッド	0.5%程度	0.8500%以内
			6 Amundi Funds インドファンド	ルクセンブルグ	アムンディ・ホンコン・リミテッド	0.5%程度	0.8500%以内
	3 新興国株式	2.0%程度	7 JPMエマージング株式ファンドF(適格機関投資家専用)	日本	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	2.0%程度	0.9030%(税抜 0.8600%)
	4 海外国債	2.0%程度	8 アムンディ・海外国債インカムファンドF(適格機関投資家専用)	日本	アムンディ・ジャパン株式会社	2.0%程度	0.4830%(税抜 0.4600%)
	5 海外投資適格債	20.0%程度	9 ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)	日本	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	10.0%程度	0.5775%(税抜 0.5500%)
	6 海外ハイールド債	36.0%程度	10 Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	ルクセンブルグ	アムンディ	10.0%程度	0.4000%
			11 PCA 米国ハイールド社債ファンド(適格機関投資家専用)	日本	ピーシーイー・アセット・マネジメント株式会社	18.0%程度	0.7350%(税抜 0.7000%)
りそな オール スター	7 新興国国債	15.0%程度	12 Amundi Funds ユーロ・ハイールド・ボンド・ファンド	ルクセンブルグ	アムンディ	18.0%程度	0.6000%
	8 グローバル・リート	10.0%程度	13 JPM新興国ソブリン・ファンドF(適格機関投資家専用)	日本	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社	15.0%程度	0.7875%(税抜 0.7500%)
	9 グローバル物価連動債	2.0%程度	14 CAグローバルREITマザー・ファンド	日本	アムンディ・ジャパン株式会社	10.0%程度	—
	10 コモディティ	4.0%程度	15 CMAI世界物価連動債ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	日本	中央三井アセットマネジメント株式会社	2.0%程度	0.2100%(税抜 0.2000%)
	11 グローバル転換社債	1.0%程度	16 ゴールドマン・サックス・エンハンスド・コモディティ・サブトラスト・FOFクラス	ケイマン	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー	4.0%程度	0.5350%以内
			17 JPMorgan ファンズ グローバル・コンバティブルズ・ファンド(ユーロ)	ルクセンブルグ	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK) リミテッド	1.0%程度	0.9500%以内

* 上記は2010年7月1日現在の投資信託証券の一覧(指定投資信託証券)です。今後、上記投資信託証券の一部が名称変更となる場合、または繰上償還等により指定投資信託証券から除外される場合、あるいは上記以外の投資信託証券が新たに指定投資信託証券に追加となる場合等があります。また、各投資対象資産の基本配分比率及び各指定投資信託証券の基本投資比率は、投資環境の変化等により見直しを行う場合があります。

* ファンド・オブ・ファンズとは

投資信託証券のことをファンドといい、ファンド・オブ・ファンズとは投資信託証券に投資する投資信託証券のことをいいます。一般的な投資信託証券は株式や債券に投資しますが、ファンド・オブ・ファンズは、複数の投資信託証券に投資します。即ち、一つのファンドが他の複数のファンドに分散投資を行う仕組みです。投資先の投資信託証券から株式や債券などへ投資します。

ファンド・オブ・ファンズ方式の投資による一般的なメリットと注意点

- ・ 資産規模の大きな投資信託証券(ファンド)へ投資することによって幅広い分散投資を可能にします。
- ・ 少額でも効率よく資産運用できるので投資コストの軽減が図れます。
- ・ 既に運用実績のあるファンドに投資ができます。
- ・ ファンド・オブ・ファンズの信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託証券に関しても信託報酬等がかかります。

POINT 3

原則として、毎月分配を行います。

[イメージ図]

原則として毎月11日(休日の場合は翌営業日)に決算を行い、利子・配当等収益を中心に分配を行います。基準価額の水準等によっては、売買益(評価益を含みます)等を中心に分配する場合があります。ただし、分配対象額が少額の場合は、分配を行わないことがあります。

利子・配当等を
中心とした部分から

分配金



基準価額の水準等によっては
売買益等を中心とした部分から

ボーナス分配金

* 上図はイメージであり、将来の分配金の支払及びその金額について示唆・保証するものではありません。

分配金額は、委託会社が収益分配方針に基づいて決定します。予め一定額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

信託金の限度額は、1兆円です。ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの主な投資リスク及び留意点

以下に記載する投資リスク及び留意点は当ファンドの投資信託説明書（目論見書）に記載するもののうち、一部の要約であり、当ファンドに係る全ての投資リスク及び留意点を網羅するものではありません。

投資リスクの詳細は投資信託説明書（目論見書）後記の「ファンドの主な投資リスク及び留意点」を必ずご参照ください。

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある資産（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、当ファンドは**投資元本が保証されているものではありません**。信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。当ファンドにおける主な投資リスクは次のとおりです。これらの投資リスクにより、当ファンドの基準価額は下落する可能性があり、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

資産	各資産の主な投資リスク
日 本 株 式	価格変動リスク、信用リスク等
海 外 株 式 (アジア株式を含む)	価格変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク等
新 興 国 株 式	価格変動リスク、カントリーリスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク等
海 外 国 債	価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク等
海 外 投 資 適 格 債	価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク等
海 外 ハ イ イ ー ル ド 債	価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク等
新 興 国 国 債	信用リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、カントリーリスク等
グ ロ ー バ ル ・ リ ー ト	リートの価格及び配当の変動リスク、信用リスク、流動性リスク、為替変動リスク等
グ ロー バ ル 物 価 連 動 債	物価変動リスク、為替変動リスク等
コ モ デ ィ テ ィ	商品先物の価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク等
グ ロー バ ル 転 換 社 債	価格変動リスク、金利変動リスク、信用リスク、為替変動リスク等

主な投資リスク	主な投資リスクの内容（損失が生じる恐れがある理由）
価格変動リスク	有価証券等の価格は発行体の経営・財務状況及び経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。実質的に組入れられた有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
金利変動リスク	債券価格は金利変動等により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
信用リスク	発行体の財務内容の悪化等により有価証券等の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。当ファンドが実質的に投資する有価証券等の発行体の財政状況及び一般的な経済状況または経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、当ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該有価証券等の価格は信用リスクの上昇により値下がりし、ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
為替変動リスク	当ファンドが投資対象とする投資信託証券が実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
流動性リスク	一般に、市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買取できず、不測の損失を被るリスクがあります。この場合、ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
カントリーリスク	投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または政府当局による海外からの投資規制などの複数の規制が緊急に導入された場合あるいは政策が変更された場合等に、証券市場が著しい悪影響を被る可能性があります。また、新興国の経済状況は先進国に比べて脆弱である可能性があります。そのためインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きくなることが予想されます。この場合、投資方針に沿った運用が困難となる可能性があり、またファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
リート（不動産投資信託）に関するリスク	リート（不動産投資信託）の価格及び配当は、不動産市況に対する見通し、市場における需給、金利、リートの収益及び財務内容の変動、リートに関する税制、会計制度等の変更等、様々な要因で変動します。リート（不動産投資信託）の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
コモディティ（商品）に関するリスク	商品先物の取引価格は、様々な要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由及び政策、疾病、伝染病、技術発展等）に基づき変動します（個々の品目により具体的な変動要因は異なります）。商品先物の取引価格が下落した場合には、ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
物価変動リスク	物価連動国債（インフレ連動国債）の元本や利金は物価変動により、減少することがあるため、当ファンドが投資対象とする投資信託証券が実質的に投資する物価連動国債（インフレ連動国債）の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

主な留意点	主な留意点の内容
分配金に関する留意点	当ファンドは、原則として、毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。分配金額はあらかじめ確定しているものではなく、ファンドの運用状況（基準価額水準及び市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

リソナ オールスター

●お客さまに直接ご負担いただく費用及び税金（個人のお客さまの場合）

時 期	項 目	費 用・税 金
お 申 込 時	申 込 手 数 料	3.15%(税抜3.0%)を上限として、販売会社が定める率を申込受付日の翌営業日の基準価額に乗じて得た金額とします。
途 換 金 中 時	信託財産留保額	ありません。
	所 得 税 及 び 地 方 税	換金価額から取得費(お申込手数料等を含む)を控除した利益(譲渡益)に対して課税されます。
収 益 分 配 時	所 得 税 及 び 地 方 税	普通分配金に対して課税されます。
償 還 時	所 得 税 及 び 地 方 税	償還価額から取得費(お申込手数料等を含む)を控除した利益(譲渡益)に対して課税されます。

当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。

上記は平成21年12月末現在の税法に基づき記載しております。

税法が変更・改正された場合は上記の内容が変更になることがあります。

当ファンドの会計上・税務上のお取扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

●お客さまに間接的にご負担いただく費用（保有期間中にファンドが負担する費用）

信託報酬	1. 上限：純資産総額に対して年率2.126%(税込)※¹を乗じて得た額 ※¹ 当ファンドの信託報酬(年率1.176%)に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの(年率0.95%)を加算しております。 2. 平成21年12月30日現在：純資産総額に対して年率約1.7446%(税込・概算値)※²を乗じて得た額 ※² 平成21年12月30日現在の各組入投資信託証券の組入比率を考慮して算出しております。この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。
そ の 他 の 費 用	上記の信託報酬以外に信託事務の諸費用、監査報酬及び実質組入有価証券の売買委託手数料等が信託財産中から支払われます。 (その他の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません)

なお、費用の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

詳しくは投資信託説明書(目論見書)後記の「ファンドにかかる費用・税金」をご参照ください。

当ファンドは、追加型投信／内外／資産複合に属しています。

単位型／追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	株式 一般 大型株 中小型株 債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 () 不動産投信 その他資産※ (投資信託証券 (資産複合(株式、 債券、不動産投信)、 資産配分固定型)) 資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	年1回 年2回 年4回 年6回 (隔月) 年12回 (毎月) 日々 その他 ()	グローバル (日本を含む) 日本 北米 欧州 アジア オセアニア 中南米 アフリカ 中近東 (中東) エマージング	ファミリー ファンド ファンド・オブ ・ファンズ	あり () なし

○商品分類の定義

- 「追加型投信」…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

- 「内外」……………目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

- 「資産複合」……目論見書又は投資信託約款において、株式、債券、不動産投信、その他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

「その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）、資産配分固定型））」

- …目論見書又は投資信託約款において、組入れている資産が主として投資信託証券であり、実質的に複数資産（株式、債券、不動産投信）を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

- 「年 12 回（毎月）」…目論見書又は投資信託約款において、年 12 回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。

- ・投資対象地域

「グローバル（日本を含む）」…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界（日本を含みます）の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

- ・投資形態

「ファンド・オブ・ファンズ」…「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

- ・為替ヘッジ

「為替ヘッジなし」…目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

※当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券、不動産投信）、資産配分固定型））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

*上記は、社団法人 投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき記載しております。商品分類・属性区分の全体的な定義については、社団法人 投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

投資方針

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。当ファンドは、主として投資信託証券に投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先の投資信託証券が行い、配当等収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。

- ① 主として、投資信託証券に投資をすることにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先の投資信託証券が行い、配当等収益の確保を図るとともに、中長期的な信託財産の成長を目指します。
- ② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。また、当初の投資対象資産毎の投資信託証券への基本配分比率は下記の通りとすることを基本とします。ただし、実際の配分比率は、下記基本配分比率と乖離する場合があります。また、予期せぬ投資環境等が発生した場合には大きく異なることがあります。なお、基本配分比率については、将来見直しを行うことがあります。

投資対象資産		基本配分比率
1	日本株式	2.5%程度
2	海外株式（アジア株式を含む）	5.5%程度
3	新興国株式	2.0%程度
4	海外国債	2.0%程度
5	海外投資適格債	20.0%程度
6	海外ハイイールド債	36.0%程度
7	新興国国債	15.0%程度
8	グローバル・リート	10.0%程度
9	グローバル物価連動債	2.0%程度
10	コモディティ	4.0%程度
11	グローバル転換社債	1.0%程度

- ③ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます）の中から、投資対象資産毎の利回り水準や市況動向、資金動向等を勘案し、投資を行います。
- ④ 指定投資信託証券は運用の基本方針に鑑み、定性評価・定量評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託及び外国投資信託の受益証券（投資法人及び外国投資法人の投資証券を含みます）も含みます）が指定投資信託証券として指定される場合もあります。
- ⑤ 原則として、為替ヘッジは行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。

《投資対象ファンドの選定方針》

当ファンドは、アムンディ・グループ内またはグループ外で運用される、11種類の資産を投資対象とするファンドを選定します。

選定にあたっては、下記の点を選定のポイントとします。

1. 投資対象ファンドの運用目的・運用方針が当ファンドの運用目的・運用方針に合致していること。
2. 投資対象ファンドにおいて運用体制及びプロセス・リスク管理・情報開示が明確及び適切に行われていること。
3. 投資対象ファンド又はその運用者がその投資対象資産における運用において必要な運用実績があること。
4. 当ファンドが投資対象ファンドを売買する場合、その決済が適切に行われること。

投資対象

当ファンドの主要投資対象となるファンドの概要は、後記「（参考）指定投資信託証券の概要」、「（参考）指定投資信託証券について」をご参照ください。
投資対象の詳細は、信託約款をご参照ください。

分配方針

①収益分配方針

ファンドは、毎決算時（毎月11日。休日の場合は翌営業日とします）に、原則として次の方針により分配を行います。ただし、第1回目の収益分配は、初回決算の平成19年3月12日とします。

1) 分配対象収益の範囲

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。

2) 分配対象収益についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

3) 留保益の運用方針

留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

②収益の分配

1) 信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

(i) 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

(ii) 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

(iii) 収益分配金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(iv) 収益調整金は、所得税法施行令第27条の規定によるもの（追加型証券投資信託の収益分配のうち非課税とされるもの）とし、受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、受益者毎の信託時の受益権の価額等とは、原則として、受益者毎の個別元本をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2) 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

③収益分配金の支払

1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として扱います）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）の翌営業日からお支払いします）。

2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎

計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

- 3) 上記1) に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。
- 4) 受益者が、収益分配金について上記1) に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

投資制限

当ファンドの信託約款で定める主な投資制限は、下記の通りです。
投資制限の詳細は、信託約款をご参照ください。

- 1) 投資信託証券以外への投資は、信託約款の範囲内で行います。
- 2) 株式への投資制限
株式（新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます）への直接投資は行いません。
- 3) 外貨建資産への投資制限
外貨建資産（外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます）の投資割合には制限を設けません。
- 4) 同一銘柄の投資信託への投資制限
原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ1ファンドへの投資割合は純資産総額の50%を超えないものとします。ただし、信託約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社及び運用会社が一時取得する場合を含みます）ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には50%以上の取得ができるものとします。
また、不動産を主たる投資対象とする投資信託及び外国投資信託の受益証券または投資法人及び外国投資法人については、同一銘柄への投資比率を、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

ファンドの主な投資リスク及び留意点

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて値動きのある資産（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資しますので、基準価額は変動します。従って、**当ファンドは投資元本が保証されているものではありません**。また、当ファンドは預金保険の対象ではなく、信託財産に生じた利益及び損失は、全て受益者に帰属することとなります。

後記の投資リスクにより実質的な組入有価証券等の価格が値下がりすることにより、当ファンドの基準価額は下落する可能性があり、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。

以下は、当ファンドに関して考えられ得る主な投資リスク及び留意点です。ただし、以下の記述は全ての投資リスク及び留意点を網羅したものではありません。

《投資リスク》

①価格変動リスク

有価証券等の価格は発行体の経営・財務状況及び経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により変動します。実質的に組入れられた有価証券等の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

②金利変動リスク

債券価格は金利変動等により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

また、債券の償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の下落幅は大きくなります。

③信用リスク

発行体の財務内容の悪化等により有価証券等の元金や利息の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクです。当ファンドが実質的に投資する有価証券等の発行体の財政状況及び一般的な経済状況または経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落の要因のひとつであり、当ファンドの基準価額の下落要因となります。この場合、当該有価証券等の価格は信用リスクの上昇により値下がりし、ファンドの基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

④為替変動リスク

当ファンドが投資対象とする投資信託証券が実質的に投資する外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑤流動性リスク

一般に、市場規模や取引量が小さい組入銘柄を売却する際に市場実勢から期待される価格で売買できず、不測の損失を被るリスクがあります。この場合、ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑥カントリーリスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または政府当局による海外からの投資規制などの複数の規制が緊急に導入された場合あるいは政策が変更された場合等に、証券市場が著しい悪影響を被る可能性があります。また、新興国の経済状況は先進国に比べて脆弱である可能性があります。そのためインフレ、国際収支、外貨準備高等の悪化、また政治不安や社会不安あるいは他国との外交関係の悪化などが株式市場や為替市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きくなることが予想されます。この場合、投資方針に沿った運用が困難となる可能性があり、またファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑦リート（不動産投資信託）に関するリスク

リート（不動産投資信託）の価格及び配当は、不動産市況に対する見通し、市場における需給、金利、リーートの収益及び財務内容の変動、リートに関する税制、会計制度等の変更等、様々な要因で変動します。リート（不動産投資信託）の価格が下落した場合には、ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑧コモディティ（商品）に関するリスク

商品先物の取引価格は、様々な要因（商品の需給関係の変化、天候、農業生産、貿易動向、為替レート、金利の変動、政治的・経済的事由及び政策、疾病、伝染病、技術発展等）に基づき変動します（個々の品目により具体的な変動要因は異なります）。商品先物の取引価格が下落した場合には、ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

⑨物価変動リスク

物価連動国債（インフレ連動国債）の元本や利金は物価変動により、減少することがあるため、当ファンドが投資対象とする投資信託証券が実質的に投資する物価連動国債（インフレ連動国債）の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

《留意点》

①分配金に関する留意点

当ファンドは、原則として毎決算時に、収益分配方針に基づいて分配を行いますが、分配金額はあらかじめ確定しているものではなく、ファンドの運用状況（基準価額水準及び市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

②規制の変更に関する留意点

- ・当ファンドまたは当ファンドが投資対象とする投資信託証券の運用に関連する国又は地域の法令、税制及び会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・将来規制が変更された場合、当ファンドまたは当ファンドが投資対象とする投資信託証券は重大な不利益を被る可能性があります。

③その他の留意点

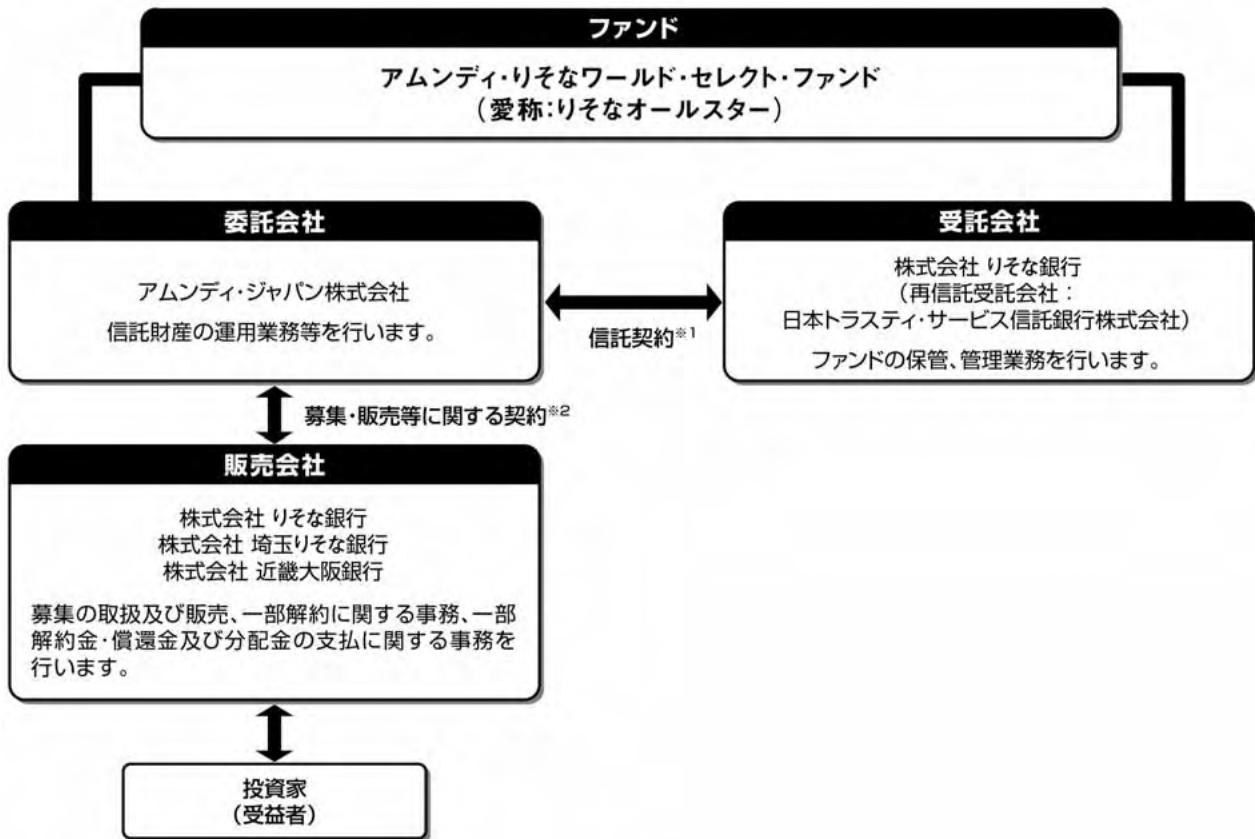
- ・前記以外にも、実質組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担及びこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・当ファンドが投資対象とする投資信託証券がファミリーファンド方式で運用を行うものがあります。複数のベビーファンドが同一マザーファンド（親投資信託証券）に投資することがあるため、他のベビーファンドに追加設定・解約等に伴う資金変動等があり、当該マザーファンドにおいて売買等が生じた場合などには、当ファンドが投資対象とする投資信託証券の基準価額に影響を及ぼす場合があります。その結果、当ファンドの基準価額に影響を受ける可能性があります。
- ・当ファンドが投資対象とする投資信託証券は運用の基本方針に鑑み、定性評価・定量評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託及び外国投資信託の受益証券（投資法人及び外国投資法人の投資証券を含みます）も含みます）が指定投資信託証券として指定されることにより、前記以外に当ファンドの基準価額の変動を及ぼすリスクが生じる可能性があります。
- ・証券市場及び外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、当ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。また、基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、申込の受付を停止することがあります。この場合は、新たに当ファンドを購入できなくなります。

一般的な留意点

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬及びその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

ファンドのしくみ



※1 信託契約

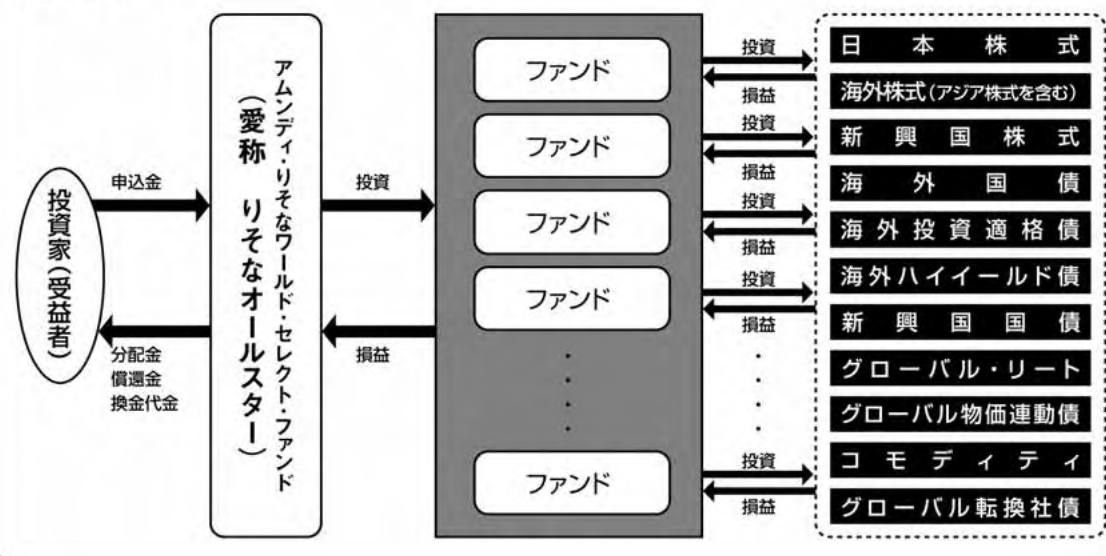
委託会社と受託会社との間において「信託契約（投資信託約款）」を締結しており、委託会社及び受託会社の業務、受益者の権利、受益権、投資信託財産の運用・評価・管理、収益の分配、信託の期間・償還等を規定しています。

※2 募集・販売等に関する契約

委託会社と販売会社との間において募集・販売等に関する契約を締結しており、販売会社が行う募集・販売等の取扱、収益分配金及び償還金の支払、解約の取扱等を規定しています。

当ファンドは複数の投資信託証券（ファンド）に投資することにより、実質的に世界の11種類の資産に投資を行うファンド・オブ・ファンズです。

（イメージ図）



委託会社の概要

名 称 等	アムンディ・ジャパン株式会社 (金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長(金商)第350号)			
資 本 の 額	12 億円			
会 社 の 沿 革	昭和 46 年 11 月 22 日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和 55 年 1 月 4 日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成 10 年 1 月 28 日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社(現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社)が主要株主となる 平成 10 年 4 月 1 日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成 10 年 11 月 30 日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成 16 年 8 月 1 日 りそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテ ジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成 19 年 9 月 30 日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 平成 22 年 7 月 1 日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大 株 主 の 状 況	名 称	住 所	所 有 株 式 数	比 率
	アムンディ・ジャパン ホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町 一丁目 2 番 2 号	2,400,000 株	100%

(平成 22 年 7 月 1 日現在)

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で 6,880 億ユーロ^{※1}を超え、欧州第 3 位^{※2}、世界ではトップ・テン^{※3}に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界 30 カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供します。

アムンディは、世界中の 1 億人以上のリテールのお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注ぎます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供します。

^{※1} アムンディによる試算(数値は 2010 年 3 月末現在)

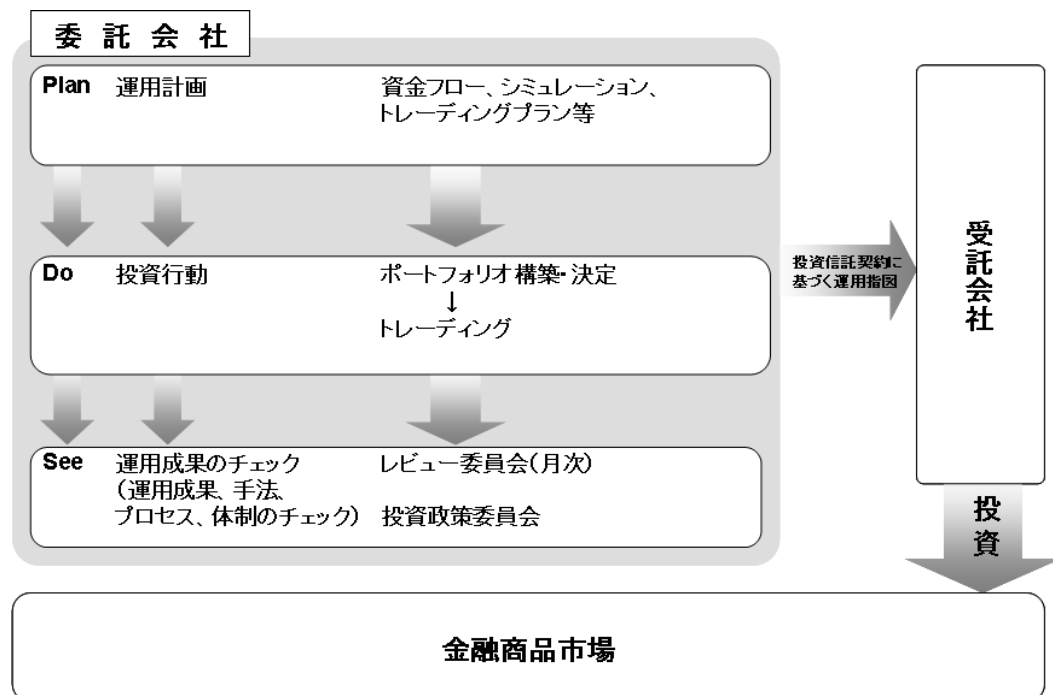
^{※2} IPE(インベストメント・ペンション・ヨーロッパ)によるトップ 400 社調査 - 2009 年 7 月版(数値は 2008 年 12 月末)

^{※3} GI(グローバル・インベスターズ)による 100 社ランキング - 2008 年 9 月版(数値は 2008 年 6 月)

運用体制及びリスク管理体制

運用体制

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となります。



ファンドの運用組織は以下のとおりです。

運用計画・・・・・・・・・・運用本部各運用部（7名程度）

投資行動・・・・・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー（7名程度）

運用成果のチェック・・レビュー委員会（7名以上）、投資政策委員会（3名以上）

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・証券投資信託の運用に関する規則
- ・証券先物取引に関する社内基準
- ・服務規程（ファンド・マネージャー用）
- ・各種業務マニュアル
- ・リスク管理基本規程
- ・コンプライアンス・マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

当ファンドの運用体制等は平成22年7月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリング及び管理を行います。

- ・運用パフォーマンスの評価・分析
リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析及び評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。
- ・運用リスクの管理
リスクマネジメント部が法令諸規則及び運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証及び管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部が運用に係る社内規程、関連法規の遵守を徹底し、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。

ファンドのリスク管理体制等は平成22年7月1日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

申込（販売）の手続等

ファンドの取得申込は、委託会社が指定する販売会社の本支店・営業所において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で扱わない場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

申込期間	平成 22 年 7 月 1 日（木）から平成 23 年 2 月 8 日（火）まで
	取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該取得の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱となります。 ただし、ファンドの休業日※にあたる場合は、お申込みできません。 ※ 東京証券取引所の休業日、ロンドン、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日のいずれかに該当する場合を指します。 申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
お申込単位	1 円または 1 口を最低単位として販売会社が定める申込方法及び単位とします。詳しくは、販売会社にお問合せください。
お申込価額	申込受付日の翌営業日の基準価額
払込期日	お申込みを受付けた販売会社が定める日までにお申込金額をお申込みの販売会社にお支払いください。払込期日は販売会社によって異なる場合がありますので、お申込みの販売会社にご確認ください。

* 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を取消することができます。

* 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

換金（解約）の手続等

換金取扱期間	原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（換金の申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。 ただし、ファンドの休業日にあたる場合は、お申込みできません。
換金単位	1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。 詳しくは、販売会社にお問合せください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金の支払	換金代金は、換金請求受付日から起算して原則として5営業日目から、販売会社においてお支払いします。

1) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中換金の実行の請求の受付を取消することができます。

2) 受益権の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

* 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

申込（販売）の手続等及び換金（解約）の手続等について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

インターネットホームページ：<http://www.amundi.co.jp>

お客さまに直接ご負担いただく費用・税金

時期	項目	費用・税金
申込時	申込手数料※ ¹	3.15%（税抜3.0%）を上限に販売会社が定めるものとします。
途中換金時	所得税及び地方税	換金価額※ ² の個別元本超過額※ ³ に対して課されます。
収益分配時	所得税及び地方税	普通分配金に対して課されます。
償還時	所得税及び地方税	償還価額の個別元本超過額※ ³ に対して課されます。

※¹ 申込手数料についての詳細はお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

委託会社のインターネットホームページ(<http://www.amundi.co.jp>)でも販売会社の申込手数料等をご覧いただけます。

※² 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

※³ 個人の受益者においては、換金価額及び償還価額から取得費（申込手数料及び当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます）を控除した利益が譲渡益（譲渡所得）として課税対象になります。

* 当ファンドの収益分配金は、配当控除・益金不算入制度の適用対象外となります。

（注）平成 21 年 12 月末現在の税法に基づき記載しております。税法が変更・改正された場合は、上記の内容が変更になることがあります。当ファンドの会計上・税務上のお取り扱いについては、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

ファンドで間接的にご負担いただく費用

当ファンドから支払われる費用は、後記の通りです。

信託報酬等

時期	信託報酬		
毎日	信託報酬の総額	信託財産の純資産総額に対し、 年率 1.176%（税抜 1.12%）を乗じて得た額	
	信託報酬の配分	委託会社	年率0.441%（税抜0.42%） *CA グローバル REIT マザーファンドにかかる投資顧問会社への報酬は、委託会社の信託報酬から年率 0.01575%（税抜 0.015%）が支払われます。
		販売会社	年率0.6825%（税抜0.65%）
		受託会社	年率0.0525%（税抜0.05%）

委託会社は、受託会社の同意のうえ、上記に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。信託報酬は、毎計算期間末または信託終了のとき信託財産中から支弁します。

なお、当ファンドは主として投資信託証券に投資するファンド・オブ・ファンズです。上記信託報酬の他に、投資対象となる組入投資信託証券ごとに信託報酬がかかります。

組入投資信託証券とその信託報酬は下記の通りです。

《（参考）ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬》

	指定投資信託証券の名称	信託報酬率（年率）	ファンド籍
1	Amundi Funds ジャパン・バリュ	0.7000%	外国
2	DWS 欧州株式ファンド（適格機関投資家専用）	0.7980%（税抜 0.7600%）	国内
3	フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド （適格機関投資家専用）	0.7560%（税抜 0.7200%）	国内
4	Amundi Funds グレーター・チャイナ	0.8500%以内	外国
5	Amundi Funds 韓国ファンド	0.8500%以内	外国
6	Amundi Funds インドファンド	0.8500%以内	外国
7	JPM エマージング株式ファンド F（適格機関投資家専用）	0.9030%（税抜 0.8600%）	国内
8	アムンディ・海外国債インカムファンド F （適格機関投資家専用）	0.4830%（税抜 0.4600%）	国内
9	ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）	0.5775%（税抜 0.5500%）	国内
10	Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	0.4000%	外国
11	PCA 米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）	0.7350%（税抜 0.7000%）	国内
12	Amundi Funds ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド	0.6000%	外国
13	JPM 新興国ソブリン・ファンド F（適格機関投資家専用）	0.7875%（税抜 0.7500%）	国内
14	CA グローバル REIT マザーファンド	—	国内
15	CMAM 世界物価連動債ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	0.2100%（税抜 0.2000%）	国内
16	ゴールドマン・サックス・エンハンスド・コモディティ・サブ・トラスト・FOF クラス	0.5350%以内	外国
17	JP モルガン ファンズ グローバル・コンバーティブルズ ファンド（ユーロ）	0.9500%以内	外国

上記の信託報酬率は、平成 21 年 12 月末現在のものであり、今後変更となる場合もあります。

国内籍指定投資信託証券の場合は、委託会社等への報酬（委託者報酬）と受託会社等への報酬（受託者報酬）を合計した数字です。外国籍指定投資信託証券の場合は、基本的に投資顧問会社等への報酬（所謂、委託者報酬に相当）、保管銀行業務及び基準価額算定事務等に関する報酬（所謂、受託者報酬に相当）の他に、その他管理事務（登録、名義書換、監査、法律事務、印刷等の費用）に関する報酬を含む数字です。また、国内籍指定投資信託証券の場合、上記の他、実質的な組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、監査費用等の費用も別途かかります。外国籍指定投資信託証券の場合、上記の他、実質的な組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等がかかり、設立費用、監査費用、法律関係の費用等の費用が別途かかるものもあります。なお、いずれも申込手数料はかかりません。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等の詳細については、「（参考）指定投資信託証券について」をご覧ください。

実質的な信託報酬等

当ファンドの信託報酬に当ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬等を加えた、受益者が負担する実質的な信託報酬は、概算値で以下の通りです。

りそなオールスターの実質的な信託報酬（税込・年率）
①上限：純資産総額に対して年率 2.126%（税込）^{※1} を乗じて得た額 ^{※1} 当ファンドの信託報酬（年率 1.176%）に組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率 0.95%）を加算しております。 ②平成 21 年 12 月 30 日現在：純資産総額に対して年率約 1.7446%（税込・概算値）^{※2} を乗じて得た額 ^{※2} 平成 21 年 12 月 30 日現在の組入投資信託証券の各組入比率を考慮して算出しております。この値はあくまでも実質的な信託報酬率の目安であり、ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

その他の手数料等

① 資金の借入れにかかる借入金の利息

信託財産において一部解約に伴う支払資金の手当て、再投資に係る収益分配金の支払資金の手当て等を目的として資金借入れの指図を行った場合、当該借入金の利息は信託財産中から支払われます。

② 信託事務等の諸費用及び監査報酬

- 1) 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託会社の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。
- 2) 信託財産にかかる監査費用及び当該監査費用にかかる消費税等に相当する金額は、毎年5月と11月に到来する計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払われます（上限85万円（1回当たり、税込）（有価証券届出書提出日現在））。

③ 当ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料

信託財産が負担します。この他に、売買委託手数料に対する消費税等相当額、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担します。信託財産の証券取引等に伴う手数料や税金は信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。

※ファンドが投資対象とする投資信託証券においても組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を現地投資信託証券が負担します。

*** その他の手数料等については運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。**

*** 費用の合計額については、お申込金額や保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。**

税金の取扱

課税については、次のような取扱となります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります（下記は、平成 21 年 12 月末現在の税法に基づき記載しております）。

① 個別元本について

- （i）追加型投資信託について、受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。
- （ii）受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- （iii）同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- （iv）受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります（「特別分配金」については、後記「②収益分配金の課税について」を参照）。

② 収益分配金の課税について

追加型投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者毎の元本一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受取る際、次の通りとなります。

- （i）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合又は当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- （ii）当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

③ 個人、法人別の課税の取扱いについて

(i) 個人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中換金時 償還時	平成 23 年 12 月 31 日まで	課税対象	換金価額又は償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 ^{※1}
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ^{※2}
	平成 24 年 1 月 1 日以降	税率	確定申告による税率は、10%(所得税 7%、地方税 3%)となります。
		課税対象	換金価額又は償還価額から取得費（申込手数料等を含みます）を控除した場合に生じる利益（譲渡所得）
		源泉徴収の有無	無 ^{※1}
収益分配時	平成 23 年 12 月 31 日まで	申告方法	確定申告による申告分離課税 ^{※3} 又は確定申告による総合課税又は申告不要 ^{※4}
		税率	申告分離課税の場合は、10%(所得税 7%、地方税 3%)の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は 10%(所得税 7%、地方税 3%)の源泉徴収税額で納税が完了します。
	平成 24 年 1 月 1 日以降	課税対象	普通分配金(配当所得)
		源泉徴収の有無	有(10%の税率で源泉徴収)
		申告方法	確定申告による申告分離課税 ^{※3} 又は確定申告による総合課税又は申告不要 ^{※4}
		税率	申告分離課税の場合は、20%(所得税 15%、地方税 5%)の税率となります。 確定申告による総合課税の場合は所得税の累進税率が適用されます。 申告不要の場合は 20%(所得税 15%、地方税 5%)の源泉徴収税額で納税が完了します。

※1 特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合には、平成23年12月31日までは10%の税率で、平成24年1月1日以降は20%の税率で源泉徴収が行われます。

※2 特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合においては、申告不要とすることができます。

※3 申告分離課税を選択した場合、上場株式等の譲渡損失との損益通算が可能となります。

※4 特定口座（源泉徴収選択口座）内において、上場株式等の譲渡損失と配当所得の金額との損益通算が可能となります。

(ii) 法人の受益者に対する課税

時期	適用期間	条件	内容
途中換金時 償還時	平成 23 年 12 月 31 日まで	課税対象	個別元本超過額※
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成 24 年 1 月 1 日以降	課税対象	個別元本超過額※
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))
収益分配時	平成 23 年 12 月 31 日まで	課税対象	普通分配金
		源泉徴収の有無	有(7%の税率による源泉徴収(所得税))
	平成 24 年 1 月 1 日以降	課税対象	普通分配金
		源泉徴収の有無	有(15%の税率による源泉徴収(所得税))

※ お客さまの個別元本（受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料及び当該申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）をいいます）を上回る金額に対して課税されます。

④ 買取請求時の課税について

原則として源泉徴収は行われず、確定申告により納税していただきます。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

当ファンドの収益分配金は、配当控除、益金不算入制度の適用対象外となります。

税法が変更・改正された場合は、前記の内容が変更になることがあります。当ファンドの会計上・税務上の取扱については、あらかじめ会計士・税理士にご確認ください。

管理及び運営の概要

資産の評価

1) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

2) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

インターネットホームページ：<http://www.amundi.co.jp>

保管

該当事項はありません。

信託期間

平成18年12月22日から**無期限**とします。ただし、後記「**その他** 1) 信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

計算期間

- 1) この信託の計算期間は、原則として**毎月12日から翌月11日**までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成19年3月12日までとします。
- 2) 各計算期間終了日に該当する日（以下「**該当日**」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。
ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

受益者の権利等

受益者は、主な権利として収益分配金に対する請求権、償還金に対する請求権及び途中換金（買取）請求権を有しています。

その他

1) 信託の終了

- (a) 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
 - やむを得ない事情が発生したとき
- 委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。
- 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- (b) 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- (c) 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「2) 信託約款の変更」の(c)の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- (d) 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

2) 信託約款の変更

- (a) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- (b) 前記(a)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- (c) 前記(b)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記(a)の信託約款の変更をしません。
- (d) 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (e) 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記(a)から(d)までの規定に従います。

3) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

4) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

5) 運用報告書の作成

委託会社は、5月及び11月の計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

内国投資信託受益証券事務の概要

(1) 受益証券の名義書換等

ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者名簿

作成いたしません。

(3) 受益者等に対する特典

該当するものではありません。

(4) 受益権の譲渡制限の内容

- ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。記名式の受益証券の所持人は、委託会社の定める手続によって名義書換を委託会社に請求することができます。
- ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます）に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③ 委託会社は、上記①の振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします）に支払います。

(8) 質権口記載又は記録の受益権の取扱について

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

その他ファンドの情報

①内国投資信託受益証券の形態等

追加型証券投資信託の受益権です。
格付は取得していません。

②発行価額の総額

1兆円を上限とします（前記金額には、申込手数料及び申込手数料にかかる消費税等相当額は含まれません）。

③振替機関に関する事項

振替機関は下記の通りです。
株式会社 証券保管振替機構

④日本以外の地域における発行

該当事項はありません。

⑤有価証券届出書の写しの縦覧

委託会社が、有価証券届出書（有価証券届出書の訂正届出書が提出された場合には、当該訂正届出書を含みます）の写しを縦覧に供する主要な支店はありません。

⑥クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用

該当事項はありません。

投資信託説明書（請求目論見書）の記載項目

有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の記載項目は、後記の通りです。

第1 ファンドの沿革

第2 手続等

- 1 申込（販売）手続等
- 2 換金（解約）手続等

第3 管理及び運営

- 1 資産管理等の概要
 - ① 資産の評価
 - ② 保管
 - ③ 信託期間
 - ④ 計算期間
 - ⑤ その他
- 2 受益者の権利等

第4 ファンドの経理状況

- 1 財務諸表
- 2 ファンドの現況

第5 設定及び解約の実績

ファンドの運用状況

投資対象ファンドの名称が変更になっておりますが、一部旧名称で記載されております。

以下は平成21年12月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1) 投資状況

信託財産の構成

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	17,883,129,284	51.70
投資証券	ルクセンブルグ (日本円)	1,045,890,336	3.02
	ルクセンブルグ (ユーロ)	10,142,646,832	29.32
	ケイマン	1,419,715,116	4.10
	小計	12,608,252,284	36.45
親投資信託受益証券	日本	3,539,390,322	10.23
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	558,446,378	1.61
合計 (純資産総額)		34,589,218,268	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。

その他の資産の投資状況

資産の種類	国/地域	評価額 (円)	投資比率(%)
為替予約取引 (売建)	日本	52,796,000	0.15

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

< 参考情報 >

「CAグローバルREITマザーファンド」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
新株予約権証券	フランス	191,331	0.00
投資証券	日本	523,330,300	14.35
	アメリカ	1,746,234,104	47.88
	カナダ	74,077,361	2.03
	ドイツ	2,611,461	0.07
	フランス	250,589,407	6.87
	オーストラリア	451,431,755	12.37
	イギリス	239,165,167	6.55
	香港	54,378,324	1.49
	シンガポール	96,473,186	2.64
	ニュージーランド	14,184,697	0.38
	オランダ	80,997,587	2.22
	ベルギー	30,876,758	0.84
	小計	3,564,350,107	97.73
現金・預金・その他の資産 (負債控除後)	—	82,269,483	2.25
合計 (純資産総額)		3,646,810,921	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該国/地域の時価合計比率をいい、投資証券の小計の投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該国/地域の時価合計の総額比率をいいます。

(2) 投資資産

① 投資有価証券の主要銘柄

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルグ	投資証券	CAAM FUNDS ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド - I2 クラス	587,701	10,237.91	6,016,835,821	10,396.31	6,109,927,660	17.66
2	日本	投資信託 受益証券	P C A 米国ハイイールド社債ファンド (適格機関投資家専用)	10,397,786,783	0.553	5,749,976,090	0.5831	6,062,949,473	17.52
3	日本	投資信託 受益証券	J P M新興国ソブリン・ファンドF (適格機関投資家専用)	7,587,453,129	0.6329	4,802,099,085	0.6649	5,044,897,585	14.58
4	日本	親投資信託 受益証券	CAグローバルREITマザーファンド	6,836,759,364	0.4781	3,268,654,652	0.5177	3,539,390,322	10.23
5	日本	投資信託 受益証券	ドイチュ・米国投資適格社債ファンド (適格機関投資家専用)	4,773,468,803	0.6808	3,249,777,561	0.7068	3,373,887,749	9.75
6	ルクセンブルグ	投資証券	CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド -I2クラス	277,033	12,000.11	3,324,429,243	12,026.51	3,331,742,915	9.63
7	ケイマン	投資証券	ゴールドマン・サックス・エンハンスト・コモディティ・サブ・トラスト -FoFクラス	2,342,694,634	0.56	1,319,601,466	0.60	1,419,715,116	4.10
8	ルクセンブルグ	投資証券	CAAM FUNDS ジャパン・バリュア -I2クラス	150,533	5,488	826,125,104	5,792	871,887,136	2.52
9	日本	投資信託 受益証券	フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド (適格機関投資家専用)	1,153,444,774	0.5588	644,544,939	0.5969	688,491,185	1.99
10	日本	投資信託 受益証券	S G 海外国債インカムファンドF (適格機関投資家専用)	832,442,706	0.8101	674,361,836	0.8245	686,349,011	1.98
11	日本	投資信託 受益証券	DWS欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)	1,279,667,422	0.5008	640,857,444	0.5292	677,199,999	1.95
12	日本	投資信託 受益証券	CMAM世界物価連動債ファンド(為替ヘッジなし) (適格機関投資家専用)	613,000,000	1.0831	663,940,300	1.1023	675,709,900	1.95
13	日本	投資信託 受益証券	J P Mエマージング株式ファンドF (適格機関投資家専用)	1,506,360,426	0.4228	636,889,188	0.4472	673,644,382	1.94
14	ルクセンブルグ	投資証券	JPモルガン ファンズ グローバル・コンパティブルズ ファンド (ユーロ)	211,860	1,589.27	336,704,860	1,631.51	345,653,827	0.99
15	ルクセンブルグ	投資証券	CAAM FUNDS インドファンド -I2クラス	16,251	10,812.53	175,714,587	10,954.37	178,019,531	0.51
16	ルクセンブルグ	投資証券	CAAM FUNDS グレーター・チャイナ -I2クラス	15,412	11,524.47	177,615,177	11,504.21	177,302,899	0.51
17	ルクセンブルグ	投資証券	CAAM FUNDS 韓国ファンド -I2クラス	24,275	6,829	165,773,975	7,168	174,003,200	0.50

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	51.70
	親投資信託受益証券	10.23
外国	投資証券	36.45
合計		98.38

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

種類	国/地域	資産名	買建/ 売建	数量	帳簿価額 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	日本	ユーロ売/円買	売建	400,000.00	52,868,000	52,796,000	0.15

(注1) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の評価額比率をいいます。

(注2) 為替予約取引の時価については、原則としてわが国の対顧客先物売買相場の仲値で評価しております。

<参考情報>

「CAグローバルREITマザーファンド」

①投資有価証券の主要銘柄（評価額上位30銘柄）

順位	国/地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	オーストラリア	投資証券	Westfield Group	182,935	841.72	153,980,853	1,028.49	188,148,647	5.15
2	アメリカ	投資証券	Simon Property Group	23,419	4,983.16	116,700,690	7,555.88	176,951,247	4.85
3	フランス	投資証券	Unibail-Rodamco SE	7,008	16,302.00	114,244,416	19,707.59	138,110,860	3.78
4	アメリカ	投資証券	Vornado Realty Trust	12,978	4,777.35	62,000,561	6,575.93	85,342,549	2.34
5	アメリカ	投資証券	Public Storage	11,200	6,124.65	68,596,080	7,609.30	85,224,182	2.33
6	アメリカ	投資証券	Equity Residential	23,100	2,234.34	51,613,392	3,222.57	74,441,574	2.04
7	アメリカ	投資証券	Boston Properties Inc	11,600	4,806.69	55,757,708	6,375.16	73,951,879	2.02
8	アメリカ	投資証券	HCP INC	24,500	2,116.45	51,853,221	2,868.91	70,288,417	1.92
9	イギリス	投資証券	Land Securities Group	68,434	805.91	55,151,987	967.83	66,232,522	1.81
10	オーストラリア	投資証券	Stockland	205,774	245.19	50,454,632	320.89	66,031,230	1.81
11	日本	投資証券	日本ビルファンド投資法人	92	796,880.73	73,313,027	706,000.00	64,952,000	1.78
12	イギリス	投資証券	British Land Co Plc	82,505	637.40	52,589,140	677.40	55,889,561	1.53
13	アメリカ	投資証券	Prologis	40,400	809.55	32,706,183	1,327.16	53,617,304	1.47
14	アメリカ	投資証券	Ventas Inc	13,100	2,783.26	36,460,732	4,029.37	52,784,812	1.44
15	アメリカ	投資証券	AvalonBay Communities Inc	6,662	5,377.71	35,826,363	7,752.05	51,644,203	1.41
16	日本	投資証券	ジャパンリアルエステイト投資法人	66	726,499.34	47,948,957	684,000.00	45,144,000	1.23
17	香港	投資証券	Link REIT	185,000	190.08	35,164,800	236.41	43,736,220	1.19
18	アメリカ	投資証券	Health Care REIT Inc	9,900	3,176.52	31,447,637	4,220.94	41,787,335	1.14
19	アメリカ	投資証券	Kimco Realty Corp	30,700	1,110.72	34,099,288	1,275.58	39,160,459	1.07
20	アメリカ	投資証券	Host Hotels & Resorts Inc	35,426	882.41	31,260,588	1,095.06	38,793,914	1.06
21	イギリス	投資証券	SEGRO PLC	76,075	386.83	29,428,792	503.62	38,313,165	1.05
22	イギリス	投資証券	Hammerson Plc	61,458	473.29	29,087,573	598.42	36,778,219	1.00
23	日本	投資証券	ユナイテッド・アーバン投資法人	74	448,710.21	33,204,555	490,000.00	36,260,000	0.99
24	オーストラリア	投資証券	GPT Group	728,319	37.02	26,966,739	48.54	35,356,391	0.96
25	アメリカ	投資証券	Federal Realty Invt Trust	5,300	5,343.64	28,321,302	6,376.08	33,793,239	0.92
26	オランダ	投資証券	Corio NV	5,296	5,338.08	28,270,507	6,074.63	32,171,293	0.88
27	アメリカ	投資証券	Nationwide Health Properties	9,600	2,459.07	23,607,072	3,240.07	31,104,748	0.85
28	アメリカ	投資証券	AMB Property Corp	12,600	1,776.60	22,385,273	2,415.78	30,438,865	0.83
29	アメリカ	投資証券	SL Green Realty Corp	6,263	2,044.61	12,805,455	4,766.17	29,850,554	0.81
30	アメリカ	投資証券	Digital Realty Trust	6,500	3,352.44	21,790,860	4,535.00	29,477,526	0.80

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。

種類別投資比率

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資証券	14.35
外国	新株予約権証券	0.00
	投資証券	83.38
合計		97.74

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。

②投資不動産物件

該当事項はありません。

③その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません。

(3) 運用実績

①純資産の推移

平成21年12月末日及び同日前1年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

期間	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たり 純資産額 (分配落) (円)	1口当たり 純資産額 (分配付) (円)
第1特定期間末 (平成19年 5月11日)	49,462,071,901	50,192,735,882	1.0154	1.0304
第2特定期間末 (平成19年11月12日)	66,499,167,397	66,785,363,282	0.9294	0.9334
第3特定期間末 (平成20年 5月12日)	57,130,886,217	57,402,658,649	0.8409	0.8449
第4特定期間末 (平成20年11月11日)	33,597,759,638	33,852,232,081	0.5281	0.5321
第5特定期間末 (平成21年 5月11日)	34,941,533,844	35,188,737,618	0.5654	0.5694
第6特定期間末 (平成21年11月11日)	35,336,698,969	35,568,013,830	0.6111	0.6151
平成20年12月末日	31,217,563,291	—	0.4946	—
平成21年 1月末日	29,882,351,205	—	0.4752	—
2月末日	30,539,464,704	—	0.4885	—
3月末日	30,953,222,044	—	0.4983	—
4月末日	33,105,940,741	—	0.5353	—
5月末日	34,903,004,140	—	0.5669	—
6月末日	35,250,361,853	—	0.5767	—
7月末日	36,355,272,907	—	0.5983	—
8月末日	36,310,382,702	—	0.6036	—
9月末日	36,314,232,560	—	0.6106	—
10月末日	36,375,830,614	—	0.6228	—
11月末日	33,504,926,328	—	0.5925	—
12月末日	34,589,218,268	—	0.6278	—

(注) 純資産総額 (分配付) 及び1口当たり純資産額 (分配付) は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金のみを含んでおります。

②分配の推移

期間		1口当たり分配金 (円)
第1特定期間	自 平成18年12月22日 至 平成19年 5月11日	0.0380
第2特定期間	自 平成19年 5月12日 至 平成19年11月12日	0.0320
第3特定期間	自 平成19年11月13日 至 平成20年 5月12日	0.0240

期間		1口当たり分配金（円）
第4特定期間	自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月11日	0.0240
第5特定期間	自 平成20年11月12日 至 平成21年 5月11日	0.0240
第6特定期間	自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月11日	0.0240

(注) 1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。

③収益率の推移

期間		収益率(%)
第1特定期間	自 平成18年12月22日 至 平成19年 5月11日	5.3
第2特定期間	自 平成19年 5月12日 至 平成19年11月12日	△5.3
第3特定期間	自 平成19年11月13日 至 平成20年 5月12日	△6.9
第4特定期間	自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月11日	△34.3
第5特定期間	自 平成20年11月12日 至 平成21年 5月11日	11.6
第6特定期間	自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月11日	12.3

(注1)収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。

(注2)収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。

ファンドの財務ハイライト情報

■以下の情報は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」から抜粋して記載したものです。

■当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第5特定期間(平成20年11月12日から平成21年5月11日まで)及び第6特定期間(平成21年5月12日から平成21年11月11日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

また、当該監査法人による監査報告書は、「第三部 ファンドの詳細情報 第4 ファンドの経理状況」に記載されている「財務諸表」に添付されています。

1 貸借対照表

(単位：円)

		第5特定期間末 (平成21年 5月11日)		第6特定期間末 (平成21年11月11日)
資産の部				
流動資産				
預金		274,767,745		179,222,224
コール・ローン		615,469,124		544,049,979
投資信託受益証券		16,993,580,781		18,239,140,199
投資証券		13,703,090,845		13,024,849,261
親投資信託受益証券		3,568,128,989		3,614,779,392
派生商品評価勘定		—		560,000
未収配当金		80,032,121		78,476,627
未収利息		843		745
流動資産合計		35,235,070,448		35,681,078,427
資産合計		35,235,070,448		35,681,078,427
負債の部				
流動負債				
未払収益分配金		247,199,653		231,293,358
未払解約金		15,513,958		78,207,874
未払受託者報酬		1,338,082		1,519,118
未払委託者報酬		28,634,911		32,509,108
その他未払費用		850,000		850,000
流動負債合計		293,536,604		344,379,458
負債合計		293,536,604		344,379,458
純資産の部				
元本等				
元本	※1, 2	61,800,943,597	※1, 2	57,828,715,260
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金 (△)	※3	△26,859,409,753	※3	△22,492,016,291
(分配準備積立金)		809,911,834		798,752,369
元本等合計		34,941,533,844		35,336,698,969
純資産合計		34,941,533,844		35,336,698,969
負債純資産合計		35,235,070,448		35,681,078,427

2 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

		第 5 特定期間 (自 平成20年11月12日 至 平成21年 5月11日)		第 6 特定期間 (自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月11日)
営業収益				
受取配当金		1, 503, 989, 222		1, 343, 014, 883
受取利息		201, 272		99, 299
有価証券売買等損益		1, 646, 905, 588		3, 320, 587, 808
為替差損益		768, 583, 088		△217, 380, 677
営業収益合計		3, 919, 679, 170		4, 446, 321, 313
営業費用				
受託者報酬		8, 102, 987		9, 466, 521
委託者報酬		173, 403, 774		202, 583, 512
その他費用		2, 056, 873		2, 205, 835
営業費用合計		183, 563, 634		214, 255, 868
営業利益又は営業損失 (△)		3, 736, 115, 536		4, 232, 065, 445
経常利益又は経常損失 (△)		3, 736, 115, 536		4, 232, 065, 445
当期純利益又は当期純損失 (△)		3, 736, 115, 536		4, 232, 065, 445
一部解約に伴う当期純利益金額の 分配額又は一部解約に伴う当期純 損失金額の分配額 (△)		△2, 531, 279		27, 791, 272
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△30, 020, 351, 209		△26, 859, 409, 753
剰余金増加額又は欠損金減少額		1, 154, 815, 843		1, 790, 338, 918
当期一部解約に伴う剰余金増加 額又は欠損金減少額		1, 154, 815, 843		1, 790, 338, 918
剰余金減少額又は欠損金増加額		231, 794, 722		187, 545, 224
当期追加信託に伴う剰余金減少 額又は欠損金増加額		231, 794, 722		187, 545, 224
分配金	※1	1, 500, 726, 480	※1	1, 439, 674, 405
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△26, 859, 409, 753		△22, 492, 016, 291

3 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 5 特定期間 (自 平成20年11月12日 至 平成21年 5月11日)	第 6 特定期間 (自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月11日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。 (3)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	(1)投資信託受益証券 同左 (2)投資証券 同左 (3)親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価 基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券及び投資証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。	受取配当金 同左

項目	第 5 特定期間 (自 平成20年11月12日 至 平成21年 5月11日)	第 6 特定期間 (自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月11日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(参考) 指定投資信託証券の概要

下記の概要は、平成22年7月1日現在において当ファンドが投資する指定投資信託証券について委託会社が知りうる情報を基に作成しております。

今後指定投資信託証券の委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。各投資信託証券の詳細につきまして、後述の「（参考）指定投資信託証券について」をご参照ください。

1. Amundi Funds ジャパン・バリュー	
投資顧問会社	株式会社 リソナ銀行
2. DWS欧州株式ファンド（適格機関投資家専用）	
委託会社	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	DWSインベストメントGmbH
3. フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）	
委託会社	フィデリティ投信株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー
4. Amundi Funds グレーター・チャイナ	
投資顧問会社	アムンディ・ホンコン・リミテッド
5. Amundi Funds 韓国ファンド	
投資顧問会社	アムンディ・ホンコン・リミテッド
6. Amundi Funds インドファンド	
投資顧問会社	アムンディ・ホンコン・リミテッド
7. JPMエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	
委託会社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
8. アムンディ・海外国債インカムファンドF（適格機関投資家専用）	
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
9. ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）	
委託会社	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク
10. Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド	
投資顧問会社	アムンディ

11. PCA米国ハイイールド社債ファンド(適格機関投資家専用)	
委 託 会 社	ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
投資顧問会社	ピーピーエム アメリカ インク (PPM アメリカ)
12. Amundi Funds ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド	
投資顧問会社	アムンディ
13. JPM新興国ソブリン・ファンドF(適格機関投資家専用)	
委 託 会 社	JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社
マザーファンドの 投資顧問会社	J.P.モルガン・インベストメント・マネージメント・インク
14. CAグローバルREITマザーファンド	
委 託 会 社	アムンディ・ジャパン株式会社
15. CMAM世界物価連動債ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	
委 託 会 社	中央三井アセットマネジメント株式会社
16. ゴールドマン・サックス・エンハンスト・コモディティ・サブ・トラスト - FoF クラス	
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
17. JPモルガン ファンズ グローバル・コンバーティブルズ ファンド(ユーロ)	
投資顧問会社	JPモルガン・アセット・マネジメント(UK)リミテッド

(参考) 指定投資信託証券について

以下は、平成22年7月1日現在において当ファンドが投資する投資信託証券（「指定投資信託証券」といいます）の投資方針、関係法人、信託報酬等について、委託会社が知りうる情報等を基に記載したものです。

今後、指定投資信託証券の各委託会社（運用会社）の都合等により、記載の内容が変更となる場合があります。

また、ここに記載した指定投資信託証券は上記日付現在のものであり、今後、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託及び外国投資信託の受益証券（投資法人及び外国投資法人の投資証券を含みます）も含みます）が指定投資信託証券として指定される場合等があります。

(1) ファンドの特色

ファンドは、主として日本株式に投資することにより、ファンドの長期的な成長を目指して運用を行います。

* ファンドは、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（円建）です。投資するシェアクラスは、I2（円建）です。

(2) 信託期間

無期限（I2 シェアクラスは平成 18 年 12 月 22 日（金）設定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	株式会社 りそな銀行
管理会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー
保管銀行、管理事務代行会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

(4) 管理報酬等

- 1) 投資顧問会社等への報酬：年率0.45%
- 2) 保管銀行業務及び基準価額算定事務に関する報酬：年率0.11%
- 3) その他の管理事務（登録・名義書換、監査、法律事務、印刷等）に関する報酬：年率0.14%
- 4) その他：組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等

(5) 投資方針等

- 1) 投資対象
日本株式を主要投資対象とします。
- 2) 投資態度
 - ① バリュースタイルのプロセスを通じて、ファンダメンタルで割安または過小評価されていると投資顧問会社が判断した銘柄の選択を重視し運用を行います。
 - ② ヘッジ目的あるいは運用の効率化を図るため、金融派生商品を利用する場合があります。
 - ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 3) 主な投資制限
 - ① 株式への投資割合には制限を設けません。
 - ② 同一銘柄の株式への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。
 - ③ 発行体の経営に対し多大な影響を行使できる議決権を有する株式の取得は行いません。
 - ④ 同一発行体の無議決権株式の10%を超える投資は行いません。

(6) ファンドの主な投資リスク

- ① 価格変動リスク
- ② 信用リスク

運用会社の概要

《株式会社りそな銀行》

株式会社りそな銀行は、国内有数の銀行グループであるりそなグループに属する銀行であり、企業年金制度の設計・管理業務、資産運用業務、資産管理業務の各分野で専門性の高いサービスを開発し、ご提供しています。運用資産残高は約 16 兆円と国内有数の資産規模を有し、中でも年金資産運用残高は、約 4 兆 2000 億円を超え、企業年金のリーディングカンパニーとしての実績を有しています。また、ファンド・マネージャー、アナリストなど、総勢 181 名にのぼる運用スタッフが在籍し、多様なニーズに対応したプロダクト提供を行っています（2009 年 11 月末現在）。

DWS 欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)

(1) ファンドの特色

当ファンドは、親投資信託であるDWS欧州株式マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）受益証券への投資を通じて、主として欧州の株式等を実質的に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(2) 信託期間

無期限（平成18年12月21日（木）設定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	株式会社 りそな銀行
マザーファンドの投資顧問会社	DWS インベストメント GmbH

(4) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対して年0.798%（税抜0.76%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等及び監査費用等を信託財産から支払います。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

欧州の株式等を主要投資対象としたマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2) 投資態度

① 主としてマザーファンドの受益証券への投資を通じて、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

② マザーファンドの受益証券への組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。

⑤ 資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

① 株式への実質投資割合には制限を設けません。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

③ 投資信託証券（マザーファンドの受益証券を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

④ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。

⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

マザーファンド

1) 投資対象

信託財産の純資産総額の75%以上は欧州連合（EU）加盟国、ノルウェー、アイスランド（以下「主要投資対象国」といいます）のいずれかに本社が所在する発行体の株式に投資します。

2) 投資態度

- ① 株式への投資にあたっては、収益性・成長性などを総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 信託財産が運用対象とする有価証券の価格変動リスクを回避するため、信託財産に属する資産の価格変動リスクもしくは為替変動リスクを回避するため、または信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引、ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引及び金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことができます。
- ④ DWSインベストメントGmbHに運用の指図に関する権限を委託します。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ⑤ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

(6) ファンドの主な投資リスク

- ① 価格変動リスク
- ② 為替変動リスク
- ③ カントリーリスク
- ④ 流動性リスク
- ⑤ 信用リスク
- ⑥ ファンドの資金流入に伴うリスク

運用会社の概要

《ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社》

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社は、ドイツ銀行グループの資産運用部門であるドイチェ・アセット・マネジメント・グループの日本における拠点です。ファンド数は 69 本（国内公募投信及び私募投信の合計）、運用資産額 5,626 億円（投資信託及び投資顧問契約分の合計）を有します。グループの運用資産額は約 4,755 億ユーロ（約 62 兆円@131.72 円）です（2009 年 9 月 30 日現在）。

マザーファンドの投資顧問会社の概要

《DWSインベストメントGmbH》

DWSインベストメント GmbH はドイチェ・アセット・マネジメント・グループの投資信託運用会社です。世界各国に総勢 844 人の専門家を擁するグループの調査・運用ネットワークを活用し、高い運用実績を実現することを目指します。

運用においては企業への取材などを通じて独自の視点で情報を収集・分析し、投資判断を行います。個々の銘柄選択においては、企業の競争力に着目し、長期的な成長性を重視します。

DWSグループは、1,000 ファンド以上、約 2,410 億ユーロ（約 32 兆円@135.53 円）の運用資産を有します（2009 年 6 月 30 日現在）。

フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用)

(1) ファンドの特色

この投資信託は、親投資信託であるフィデリティ・USエクイティ・インカム・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）受益証券を主要な投資対象とし、当該マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として、米国の取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。）に上場（これに準じるものを含みます）されている米国企業の株式等を主要な投資対象として、スタンダード&プアーズ500インデックスの配当利回りを上回る配当利回りを目指します。また長期的な投資信託財産の成長も目指します。

(2) 信託期間

無期限（平成 17 年 3 月 2 日（水）設定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	フィデリティ投信株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー

(4) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対して年 0.756%（税抜 0.72%）の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等及び監査費用等を信託財産から支払います。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

マザーファンド受益証券を主要な投資対象とします。

2) 投資態度

- ① 主としてマザーファンド受益証券に投資します。
- ② ラッセル1000®バリュートンデックスをベンチマークとします。
- ③ 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。
- ④ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。

3) 主な投資制限

- ① 株式への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

マザーファンド

1) 投資対象

米国の取引所に上場（これに準じるものを含みます）されている米国企業の株式等を主要な投資対象とします。

2) 投資態度

- ① 主として米国の取引所に上場（これに準じるものを含みます）されている米国企業の中で、配当利回りが相対的に高い企業に主として投資し、スタンダード&プアーズ500インデックスの配当利回りを上回ることを主たる目標とします。
- ② ラッセル1000®バリュートンデックスをベンチマークとします。
- ③ 配当利回り及び長期的成長に注目した個別銘柄選択を行います。
- ④ 個別企業分析にあたっては、フィデリティのアナリストによる独自の企業調査情報を活かし、現地のポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行います。
- ⑤ ファンドのインカム収入を高めるために、有価証券の貸付を行う可能性があります。
- ⑥ ポートフォリオ構築にあたっては、綿密な企業調査により投資価値の高い企業に分散投資を行うことによりリスク分散を図ります。
- ⑦ 株式組入比率は原則として高くします。
- ⑧ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。
- ⑨ 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては、上記のような運用ができない場合もあります。
- ⑩ 運用の指図に関する権限をピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシーに委託します。

3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ⑤ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）への投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。

（6）ファンドの主な投資リスク

- ① 有価証券（株式・債券等）の価格変動リスク
- ② 為替変動リスク
- ③ カントリー・リスク
- ④ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク
- ⑤ 信用リスク
- ⑥ 収益分配による基準価額の下落リスク

ファンド及びマザーファンドの運用においては、前記の投資態度を採用しておりますので、上記に加え、以下のリスクが加わると考えられます。

- ① ベンチマークとの乖離に関するリスク
- ② ボトム・アップ・アプローチに関するリスク
- ③ 運用担当者の交代に関するリスク
- ④ 有価証券先物取引等のリスク

運用会社の概要

《フィデリティ投信株式会社》

- 委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、FIL Limitedの実質的な子会社です。FIL Limitedは、1969年にバミューダで設立され、米国を除く世界の主要なマーケットにおいて個人投資家と機関投資家を対象に投資商品ならびにサービスを提供しています。委託会社は、日本の機関投資家、個人投資家の皆様に投資機会を提供するための投資信託業務を1995年に開始し、資産運用に従事しています。
 - FIL Limitedの関連会社である、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー（FMR Co.）*1は1946年にボストンで設立された歴史のある米国の投資信託会社です。世界各地のフィデリティ*2の投資専門家は、分析した個別企業の投資情報をお互いに共有しているため、グローバルな視点での投資判断が可能となっています。
- *1 FMR Co. はFMR LLCの子会社です。
- *2 FIL Limited および FMR LLC とそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。

マザーファンドの投資顧問会社の概要

《ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー》

ピラミス・グローバル・アドバイザーズ・エルエルシー(Pyramis Global Advisors LLC)」（以下、「ピラミス」といいます。）は、フィデリティが米国において運用サービスを提供するもののうち、米国内におけるミューチュアル・ファンド以外の、米国内機関投資家向けおよび海外の個人投資家、機関投資家向けに商品、サービスを提供することを目的として、2005年3月に設立されました。ピラミスはフィデリティの一組織として、グローバルに展開するリサーチ・ネットワークを活用した運用を行なっております。

*ベンチマークについて

ラッセル 1000®バリュースコアインデックスは、ラッセルが公表している米国のバリュースコア株式に関する株価指数であり、米国の主要株式によって構成されております。当該指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はラッセルに帰属します。

(1) ファンドの特色

ファンドは、主として香港の上場株式に投資することにより、ファンドの長期的な成長を目指して運用を行います。

* ファンドは、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（米ドル建）です。投資するシェアクラスは、I2（米ドル建）です。

(2) 信託期間

無期限（I2 シェアクラスは平成 18 年 12 月 22 日（金）設定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	アムンディ・ホンコン・リミテッド
管理会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー
保管銀行・管理事務代行会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

(4) 管理報酬等

- 1) 投資顧問会社等への報酬：年率0.45%
- 2) 保管銀行業務及び基準価額算定事務に関する報酬：年率0.27%以内
- 3) その他の管理事務（登録・名義書換、監査、法律事務、印刷等）に関する報酬：年率0.13%以内
- 4) その他：組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等

(5) 投資方針等

- 1) 投資対象
香港の上場株式を主要投資対象とします。
- 2) 投資態度
 - ① 主として香港や中国本土に本社を有するか、これらの地域で主たる事業活動を行っている企業の香港上場株式に投資します。なお、中国か台湾に主な事業拠点を置いている、または主な事業活動を行っている香港以外の市場に上場している株式に投資することがあります。
 - ② 証券市場の制度変更等、正当な事由で株式投資を継続できない場合、投資制限の範囲内で、国債、政府保証債あるいは短期金融商品に投資することがあります。
 - ③ 当ファンドは、補完的に現金、預金や短期金融商品に投資することもあります。
 - ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 3) 主な投資制限
 - ① 株式への投資割合には制限を設けません。
 - ② 同一銘柄の株式への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。
 - ③ 発行体の経営に対し多大な影響を行使できる議決権を有する株式の取得は行いません。
 - ④ 同一発行体の無議決権株式の10%を超える投資は行いません。

(6) ファンドの主な投資リスク

- ① 価格変動リスク
- ② 中国経済圏の株式への投資に関するリスク、政治的リスク
- ③ 信用リスク
- ④ 為替変動リスク
- ⑤ 流動性リスク
- ⑥ 外国投資規制リスク
- ⑦ インフレ・金利上昇リスク

運用会社の概要

《アムンディ・ホンコン》

アムンディ・ホンコンは、アムンディ・グループのアジアにおける資産運用を担当しております。クレディ・アグリコル アセットマネジメント（アムンディの前身）は1997年5月20日、クレディ・アグリコル エス・エーのインドスエズ銀行買収により誕生しました。クレディ・アグリコルの資産運用部門の前身であるセジェスパーと、インドスエズ銀行の資産運用部門の前身であるインドスエズ・アセットマネジメントのビジネスを融合。セジェスパーは1978年に資産運用ビジネスを開始し、またインドスエズ銀行の資産運用部門の活動は1950年代初期にまでさかのぼります。1997年、インドスエズ銀行をケス・ナショナル・ド・クレディ・アグリコル（クレディ・アグリコル エス・エーの前身）が買収したことに伴い、セジェスパーの資産運用部門がインドスエズ・アセットマネジメントと合併し、インドカムと名称変更、ポートフォリオ・マネージャーとして資産運用ビジネスを行ってきました。2001年4月、クレディ・アグリコル アセットマネジメントに名称変更し、資産運用会社として事業分野を広げ、現在に至っております。クレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンはアジア地域の中心拠点として、1982年に設立されました。

2010年1月1日付でクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーとソシエテ ジェネラル アセット マネジメント（SGAM）との統合により、新会社アムンディが発足しました。当該統合に伴い2010年3月2日付でクレディ・アグリコル アセットマネジメント・ホンコンは、アムンディ・ホンコンに名称変更しました。

(1) ファンドの特色

ファンドは、主として韓国の上場株式に投資することにより、ファンドの長期的な成長を目指して運用を行います。

* ファンドは、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（米ドル建）です。投資するシェアクラスは、I2（円建）です。

(2) 信託期間

無期限（I2 シェアクラスは平成 18 年 12 月 22 日（金）設定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	アムンディ・ホンコン・リミテッド
管理会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー
保管銀行・管理事務代行会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

(4) 管理報酬等

- 1) 投資顧問会社等への報酬：年率0.45%
- 2) 保管銀行業務及び基準価額算定事務に関する報酬：年率0.27%以内
- 3) その他の管理事務（登録・名義書換、監査、法律事務、印刷等）に関する報酬：年率0.13%以内
- 4) その他：組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等

(5) 投資方針等

- 1) 投資対象
韓国の上場株式を主要投資対象とします。
- 2) 投資態度
 - ① 主として韓国の上場株式に投資します。
 - ② 韓国経済の多様性を反映するために、幅広い範囲の銘柄を選択し、潜在的な利益成長性及びそれを達成しうる経営資源、財務体質を備えていると考えられる企業を中心に投資します。その中でも、特に中小型株を重視します。
 - ③ 主として株式に投資しますが、補完的に流動性資産に投資することがあります。
 - ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 3) 主な投資制限
 - ① 株式への投資割合には制限を設けません。
 - ② 同一銘柄の株式への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。
 - ③ 発行体の経営に対し多大な影響を行使できる議決権を有する株式の取得は行いません。
 - ④ 同一発行体の無議決権株式の10%を超える投資は行いません。

(6) ファンドの主なリスク

- ① 価格変動リスク
- ② 韓国の株式への投資に関するリスク、政治的リスク
- ③ 信用リスク
- ④ 為替変動リスク
- ⑤ 流動性リスク
- ⑥ 外国投資規制リスク
- ⑦ インフレ・金利上昇リスク

Amundi Funds インドファンド

(1) ファンドの特色

ファンドは、主としてインドの上場株式に投資することにより、ファンドの長期的な成長を目指して運用を行います。

* ファンドは、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（米ドル建）です。投資するシェアクラスは、I2（米ドル建）です。

(2) 信託期間

無期限（I2 シェアクラスは平成 18 年 12 月 22 日（金）設定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	アムンディ・ホンコン・リミテッド
管理会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー
保管銀行・管理事務代行会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

(4) 管理報酬等

- 1) 投資顧問会社等への報酬：年率0.45%
- 2) 保管銀行業務及び基準価額算定事務に関する報酬：年率0.27%以内
- 3) その他の管理事務（登録・名義書換、監査、法律事務、印刷等）に関する報酬：年率0.13%以内
- 4) その他：組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等

(5) 投資方針等

- 1) 投資対象
インドの上場株式を主要投資対象とします。
- 2) 投資態度
 - ① 主としてインドの上場株式に投資します。なお、インド企業の米ドル建てADR（米国預託証券）及びGDR（グローバル預託証券）に投資することがあります。
 - ② インド経済の多様性を反映するために、幅広い範囲の銘柄を選択し、潜在的な利益成長性及びそれを達成しうる経営資源、財務体質を備えていると考えられる企業を中心に投資します。
 - ③ 主として株式に投資しますが、補完的に流動性資産に投資することがあります。
 - ④ ヘッジ目的に限定して、金融派生商品を利用することがあります。
 - ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- 3) 主な投資制限
 - ① 株式への投資割合には制限を設けません。
 - ② 同一銘柄の株式への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします。
 - ③ 発行体の経営に対し多大な影響を行使できる議決権を有する株式の取得は行いません。
 - ④ 同一発行体の無議決権株式の10%を超える投資は行いません。

(6) ファンドの主な投資リスク

- ① 価格変動リスク
- ② インドの株式への投資に関するリスク、政治的リスク
- ③ 信用リスク
- ④ 為替変動リスク
- ⑤ 流動性リスク
- ⑥ 外国投資規制リスク
- ⑦ インフレ・金利上昇リスク

JPM エマージング株式ファンド F(適格機関投資家専用)

(1) ファンドの特色

当ファンドは、主として世界の新興国で上場または取引されている株式を投資対象とする JPM エマージング株式マザーファンド(適格機関投資家専用) (以下「マザーファンド」といいます) の受益証券を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長を図ることを目的として運用を行います。

(2) 信託期間

無期限(平成 18 年 12 月 11 日(月) 設定)

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	三菱 UFJ 信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

(4) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対して年率 0.903% (税抜 0.86%) を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等及び監査費用等を信託財産から支払います。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

主として世界の新興国で上場または取引されている株式を投資対象とするマザーファンドを主要投資対象とします。

2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券に投資します。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 株式への実質的投資割合には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への実質的投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券(マザーファンドの受益証券は除きます) への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以下とします。

マザーファンド

1) 投資対象

- ① 世界の新興国で上場または取引されている株式に主として投資します。ここで「新興国」とは、投資顧問会社が、国内経済が成長過程にあると判断する国をいいます。
- ② 上記の株式には、以下の有価証券を含みます。
 - イ. 上記①の株式にかかる預託証券
 - ロ. 金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるオプションを表示する証券または証書のうち、上記①の株式（複数の銘柄の場合を含みます）または上記①の株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とするもの（以下「カバード・ワラント」といいます）
 - ハ. 社債（外国法人の発行するものを含みます）のうち、上記①の株式（複数の銘柄の場合を含みます）または上記①の株式で構成される株価指数の価格に連動する投資成果を得ることを目的とするもの（以下「株価連動社債」といいます）

2) 投資態度

- ① 主に、上記1) ①の株式の中から収益性・成長性を総合的に勘案して選択した銘柄に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ② 投資にあたっては、直接投資に加えて預託証券、カバード・ワラントまたは株価連動社債を用いた投資も行います。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑤ 運用にあたっては、投資一任契約に基づいて、J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに運用の指示に関する権限を委託します。

3) 主な投資制限

- ① 株式への投資には、制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

(6) ファンドの主な投資リスク

- ① 株価変動リスク
- ② 構成銘柄に関するリスク
- ③ 為替変動リスク
- ④ カントリー・リスク
- ⑤ カバード・ワラント、株価連動社債のリスク
- ⑥ キャピタル・ゲイン税等のマザーファンドへの計上タイミングに関する留意点
- ⑦ 投資銘柄集中リスク
- ⑧ デリバティブ商品のリスク

運用会社の概要

《JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社》

「JPモルガン・アセット・マネジメント」グループ（以下当グループ）は、世界最大級の金融持株会社であるJPモルガン・チェース・アンド・カンパニーの傘下の資産運用部門の総称です。JPモルガン・アセット・マネジメント株式会社は、当グループの一員です。当グループは、東京をはじめ、ロンドン、香港、ニューヨーク及びコロンバスに主な運用拠点をもち、グローバルな運用体制を有します。グループ全体の運用資産額は12,585億米ドル（約113兆円：1ドル89.535円で計算）を有します。マザーファンドの投資顧問会社のJ.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクにおける担当の運用チームは「グローバル・エマージング・マーケットズ株式運用グループ」で、約230億ドル（約2.1兆円：1ドルで89.535円で計算）の運用資産額を有しています。

*データは全て 2009 年 9 月 30 日現在

アムンディ・海外国債インカムファンド F(適格機関投資家専用)

(1) ファンドの特色

この投資信託は、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目標として運用を行います。

(2) 信託期間

無期限（平成 18 年 12 月 22 日（金）設定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	株式会社 りそな銀行

(4) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対して年率 0.483%（税抜 0.46%）を乗じて得た額とします。

上記のほか、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等及び監査費用等を信託財産から支払います。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

親投資信託であるアムンディ・海外国債マザーファンド（以下「親投資信託」といいます）受益証券を主要投資対象とします。なお、国内外の公社債等に直接投資することがあります。

2) 投資態度

- ① 親投資信託受益証券への投資を通じて、主として日本を除く G7（アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス）各国の政府または政府機関等が発行する債券（以下「ソブリン債」といいます）に投資を行い、インカムゲインを中心とした安定的な収益の確保を目指します。ただし、市場環境によっては G7 以外の OECD 加盟国が発行するソブリン債（原則として AA 格相当以上）に投資することがあります。
- ② 実質組入外貨建資産については、原則として、為替ヘッジは行いません。
- ③ ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10% 以内とします。
- ③ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。
- ④ 新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号及び第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。
- ⑦ 投資信託証券（親投資信託受益証券を除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の 5% 以内とします。

マザーファンド

1) 投資対象

世界主要先進国の政府・政府機関等が発行する債券（ソブリン債）を主要投資対象とします。

2) 投資態度

- ① 主として日本を除くG7（アメリカ、カナダ、ドイツ、フランス、イタリア、イギリス）各国の政府または政府機関等が発行する債券（ソブリン債）に投資し、インカム・ゲインを中心とした安定的な収益の確保を目指します。ただし、市場環境によってはG7以外のOECD加盟国が発行するソブリン債（原則としてAA格相当以上）に投資することがあります。
- ② 外貨建資産については、原則として、為替ヘッジは行いません。
- ③ ポートフォリオの構築にあたっては、分散投資を基本としリスク分散を図ります。
- ④ ただし、資金動向、市況動向等の急変により上記の運用が困難となった場合、暫定的に上記と異なる運用を行う場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ③ 同一銘柄の株式への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ④ 新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑤ 同一銘柄の新株引受権証券及び新株予約権証券への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑥ 同一銘柄の転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号及び第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます）への投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦ 投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。

(6) ファンドの主な投資リスク

- ① 金利変動リスク
- ② 信用リスク
- ③ 為替変動リスク

運用会社の概要

《アムンディ・ジャパン株式会社》

- ・アムンディ・ジャパン株式会社は、クレディ・アグリコル グループとソシエテ ジェネラル グループの資産運用会社を統合し、パリにて設立されたアムンディの日本法人です。両グループのノウハウを集集し、多彩かつ洗練された運用プロダクトの提供、機動的な運用、顧客との信頼関係の構築をコンセプトとして投資家ニーズに応じた商品提供を行います。運用資産残高は3兆2,259億円（投資信託委託業の運用資産残高：1兆8,323億円、投資顧問業の運用資産残高：1兆3,936億円）^{※1}となります。
 - ・アムンディは、運用資産規模で6,880億ユーロ^{※2}を超え、欧州第3位^{※3}、世界ではトップ・テン^{※4}に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点をもち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供します。
- アムンディは、世界中の1億人以上のリテールのお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注ぎます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供します。

^{※1} 2010年3月31日付のクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社とソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の試算による両社合算ベースの運用資産残高です。運用資産残高には、重複資産（投資顧問契約と投資信託契約、ファンド・オブ・ファンズ等）が一部含まれています。

^{※2} アムンディによる試算（数値は2010年3月末現在）

^{※3} IPE（インベストメント・ペンション・ヨーロッパ）によるトップ400社調査 - 2009年7月版（数値は2008年12月末）

^{※4} GI（グローバル・インベスターズ）による100社ランキング - 2008年9月版（数値は2008年6月）

ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)

(1) ファンドの特色

ファンドは、主として親投資信託であるドイチェ・米国投資適格社債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）受益証券への投資を通じて、米国の信用力の高い公社債に実質的に投資を行い、信託財産の着実な成長と安定した収益の確保を目指して運用を行います。

(2) 信託期間

無期限（平成 15 年 11 月 17 日（木）設定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	株式会社 りそな銀行
マザーファンドの投資顧問会社	ドイチェ・インベストメント・マネジメント・アメリカズ・インク

(4) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対して年率 0.5775%（税抜 0.55%）を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等及び監査費用等を信託財産から支払います。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、直接債券に投資する場合があります。

2) 投資態度

① 主にマザーファンドの受益証券への投資を通じて、米国の事業債に幅広く分散投資を行うことで、個別銘柄のリスクを最小限に抑えつつ、信託財産の長期的な成長とインカム・ゲインの確保を目指して運用を行います。

② 実質的に投資を行う公社債は、原則として投資適格の格付（BBB格相当以上）を付与された債券及び同等の信用度をもつ債券とします。

③ 実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。

④ 資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

① 株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。

② 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

マザーファンド

1) 投資対象

米国の信用力の高い公社債を主要投資対象とします。

2) 投資態度

- ① 主に、米国の事業債に幅広く分散投資を行うことで、個別銘柄のリスクを最小限に抑えつつ、信託財産の長期的な成長とインカム・ゲインの確保を目指して運用を行います。
- ② 投資を行う公社債は、原則として投資適格の格付（BBB格相当以上）を付与された債券及び同等の信用度をもつ債券とします。
- ③ バークレイズ・キャピタル米国社債インデックスをベンチマークとして運用を行います。
- ④ 外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合は信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

（6）ファンドの主な投資リスク

- ① 金利変動リスク
- ② 為替変動リスク
- ③ 流動性リスク
- ④ 信用リスク
- ⑤ ファンドの資金流出入に伴うリスク

Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド

(1) ファンドの特色

ファンドは、主として欧州市場で取引されるユーロ建の固定または変動利付社債等に投資することにより、インカム・ゲインとキャピタル・ゲインによるトータル・リターンの最大化を目指して運用を行います。

* ファンドは、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（ユーロ建）です。投資するシェアクラスは、I2（ユーロ建）です。

(2) 信託期間

無期限（I2 シェアクラスは平成 11 年 2 月 1 日（月）設定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	アムンディ
管理会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー
保管銀行、管理事務代行会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

(4) 管理報酬等

- 1) 投資顧問会社等への報酬：年率0.30%
- 2) 保管銀行、管理事務代行会社への報酬：年率0.10%
- 3) その他：組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等

(5) 投資方針等

- 1) 投資対象
欧州市場で取引されるユーロ建の固定あるいは変動利付社債等を主要投資対象とします。
- 2) 投資態度
 - ① 主として欧州市場で取引される、欧州または欧州以外の企業が発行するユーロ建の固定あるいは変動利付社債等に投資します。なお、セクター制限はありません。
 - ② 原則として、スタンダード&プアーズ社やムーディーズ社などの国際的格付機関より投資適格（BBB－／Baa3以上）と格付されている社債等に投資します。
 - ③ ポートフォリオ全体の格付を高めるため、投資割合に制限なく、ユーロ圏の政府が発行または保証する債券にも投資することがあります。
 - ④ 金利変動リスクに対応するため、先物、オプションあるいはスワップ等の金利派生商品を利用することがあります。
 - ⑤ 発行体の信用リスクや債務不履行リスクのヘッジ目的のため、または裁定戦略※という戦略の範囲内で、クレジット・デリバティブ（クレジット・デフォルト・スワップ）を利用することがあります。
 ※ クレジット・デリバティブの価格変動予測による取引、または2つの異なる発行体または同一発行体間の価格差を利用した取引、またはクレジット・マーケットと証券市場間のリスク格差を利用した取引等を利用する取引手法のこと。
 クレジット・デリバティブのエクスポージャーは、ファンドの純資産総額の40%以内とし、同一カウンターパーティのリスク・エクスポージャーは、ファンドの純資産総額の10%以内とします。
 なお、当該取引に特化した高格付けの金融機関とのみクレジット・デリバティブ取引を行うものとします。
 - ⑥ クレジット・デフォルト・スワップの原資産の発行体格付は、最低BBB－格／Baa3格とします。
 - ⑦ ファンドは、プロテクションの売り手または買い手となることができます。
 - ⑧ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 投資する有価証券及び短期金融商品は、規制市場において認可または取引されている譲渡可能なものに限定します。
- ② 同一発行体の有価証券あるいは短期金融商品への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします（ただし、EU加盟国、その地方公共団体、非加盟国あるいはEU加盟国の一つまたは複数が加盟している公的国際機関が発行または保証する有価証券あるいは金融市場商品については、ファンドの純資産総額の35%以内とします）。

（6）ファンドの主な投資リスク

- ① 価格変動リスク
- ② 金利変動リスク
- ③ 信用リスク
- ④ 流動性リスク
- ⑤ 為替変動リスク

運用会社の概要

《アムンディ》

アムンディは、運用資産規模で 6,880 億ユーロ^{※1}を超え、欧州第3位^{※2}、世界ではトップ・テン^{※3}に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界 30 カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供します。

アムンディは、世界中の 1 億人以上のリテールのお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注ぎます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供します。

^{※1} アムンディによる試算（数値は 2010 年 3 月末現在）

^{※2} IPE（インベストメント・ペンション・ヨーロッパ）によるトップ 400 社調査 - 2009 年 7 月版（数値は 2008 年 12 月末）

^{※3} GI（グローバル・インベスターズ）による 100 社ランキング - 2008 年 9 月版（数値は 2008 年 6 月）

PCA米国ハイイールド社債ファンド(適格機関投資家専用)

(1) ファンドの特色

PCA 米国ハイイールド社債ファンドマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます）への投資を通じて、主として米国の高利回り社債に投資することにより、高水準の金利収入の確保と同時に有価証券の値上り益の獲得を目指し、収益性を重視した運用を行います。

(2) 信託期間

無期限（平成 16 年 3 月 22 日（月）設定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	株式会社 りそな銀行
投資顧問会社	ピーピーエム アメリカ インク

(4) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対して年率 0.735%（税抜 0.70%）を乗じて得た額とします。なお、投資顧問会社が受ける報酬は、委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等および監査費用等を信託財産から支払います。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

2) 投資態度

① マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の高利回り社債に投資します。当ファンドは原則として投資時において、S&Pまたはムーディーズ（以下、総称して「指定格付機関」といいます。）のうち1社以上の格付機関からB-相当以上の格付（S&Pにおいて「B-」以上、あるいはムーディーズにおいて「B3」以上）を得ている債券に投資を行い、高い金利収入の確保とともに証券の値上り益の獲得を目指した運用を行います。なお、組入時指定格付機関2社からB-相当以上の格付を取得していたものの、組入後いずれか1社の格付がB-相当未満に格下げとなった債券を継続保有することは可能とします。ただし、保有する債券が指定格付機関のいずれからでもB-相当未満に格下げとなった場合には、原則として3ヵ月以内に当該債券を売却します。

② ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の評価等に加えて、業種分散に配慮した銘柄選定を行います。

③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

④ 当初設定時および償還準備に入ったとき、大量の追加設定または解約による資金動向、市場動向、ならびに信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

① 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。

② 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

マザーファンド

1) 投資対象

主として米国の高利回り社債（原則として指定格付機関によるBー相当以上の長期信用格付を有するもの）を投資対象とします。

2) 投資態度

- ① 主として米国の高利回り社債に投資します。当ファンドは原則として投資時において、指定格付機関のうち1社以上の格付機関からBー相当以上の格付（S&Pにおいて「Bー」以上、あるいはムーディーズにおいて「B3」以上）を得ている債券に投資を行い、高い金利収入の確保とともに証券の値上り益の獲得を目指した運用を行います。なお、組入時指定格付機関2社からBー相当以上の格付を取得していたものの、組入後いずれか1社の格付けがBー相当未満に格下げとなった債券を継続保有することは可能とします。ただし、保有する債券が指定格付機関のいずれからでもBー相当未満に格下げとなった場合には、原則として3ヵ月以内に当該債券を売却します。
- ② ポートフォリオの構築にあたっては、個別銘柄の評価等に加えて、業種分散に配慮した銘柄選定を行います。
- ③ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ④ 資金動向、市場動向および信託財産の規模等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑤ ピーピーエム アメリカ インクに運用の指図に関する権限を委託します。

3) 主な投資制限

- ① 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ② 株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への投資は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

（6）ファンドの主な投資リスク

- ① 為替変動リスク
- ② 信用リスク
- ③ 金利変動リスク
- ④ 流動性リスク

運用会社の概要

《ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社》

- ・ ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社は、英国で設立されたブルーデンシャル社（以下「英国ブルーデンシャル社」）の间接子会社であり、グループの日本における資産運用会社として、投資信託の資産を中心に運用しております。英国ブルーデンシャル社およびその関連会社は、世界各国で保険やその他の金融サービス事業を展開しています。160年以上の歴史を持ち、2009年6月30日現在その運用資産は2,450億ポンド（約39兆円、1ポンド＝159.51円で換算）にのびります。英国ブルーデンシャル社は、主に米国で事業を展開しているプルデンシャル ファイナンシャル社とはなんら関係がありません。

マザーファンドの投資顧問会社の概要

《ピーピーエム アメリカ インク》

- ・ マザーファンドの投資顧問会社であるピーピーエム アメリカ インクはグループの米国における資産運用会社であり、安定性が重視される生命保険や年金の資産運用を中心に行っています。特に社債の運用には強みを持っており、信用分析に基づくスプレッドの獲得により超過収益を追求する運用を得意としています。同社の債券の運用資産額は約5.9兆円（2009年6月末現在、1ドル＝96.01円で換算）にのびります。

Amundi Funds ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド

(1) ファンドの特色

ファンドは、主として欧州の高利回り債券等に投資することにより、インカム・ゲイン、キャピタル・ゲイン及び為替差益によるトータル・リターンを最大化を目指して運用を行います。

* ファンドは、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（ユーロ建）です。投資するシェアクラスは、I2（ユーロ建）です。

(2) 信託期間

無期限（I2 シェアクラスは平成 13 年 6 月 4 日（月）設定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	アムンディ
管理会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー
保管銀行、管理事務代行会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

(4) 管理報酬等

- 1) 投資顧問会社等への報酬：年率0.40%
- 2) 保管銀行、管理事務代行会社への報酬：年率0.20%
- 3) その他：組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等

(5) 投資方針等

- 1) 投資対象
欧州の高利回り債券等を主要投資対象とします。
- 2) 投資態度
 - ① 主として、欧州市場で発行される欧州の高利回り債券、欧州の発行体により発行される欧州の高利回り債券またはその他の高利回り債券（自由に交換可能な通貨建て）等に投資します。
 - ② スタンダード&プアーズ社やムーディーズ社などの国際的格付機関よりハイイールド債（高利回り債券）（ダブルB格（BB格）以下）と格付されている債券等に投資します。
 - ③ 必要に応じて為替ヘッジを行います。
 - ④ 金利変動リスクに対応するため、先物、オプションあるいはスワップ等の金利派生商品を利用することがあります。
 - ⑤ 発行体の信用リスクや債務不履行リスクのヘッジ目的のため、または裁定戦略*のために、クレジット・デリバティブ（クレジット・デフォルト・スワップ）を利用することがあります。
 * クレジット・デリバティブの価格変動予測による取引、または2つの異なる発行体または同一発行体間の価格差を利用した取引、またはクレジット・マーケットと証券市場間のリスク格差を利用した取引等を利用する取引手法のこと。
 クレジット・デリバティブのエクスポージャーは、ファンドの純資産総額の40%以内とし、同一カウンターパーティのリスク・エクスポージャーは、ファンドの純資産総額の10%以内とします。
 なお、当該取引に特化した高格付けの金融機関とのみクレジット・デリバティブ取引を行うものとします。
 - ⑥ ファンドは、プロテクションの売り手または買い手となることができます。
 - ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 投資する有価証券及び短期金融商品は、規制市場において認可または取引されている譲渡可能なものに限定します。
- ② 同一発行体の有価証券あるいは短期金融商品への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします（ただし、EU加盟国、その地方公共団体、非加盟国あるいはEU加盟国の一つまたは複数が加盟している公的国際機関が発行または保証する有価証券あるいは金融市場商品については、ファンドの純資産総額の35%以内とします）。

(6) ファンドの主な投資リスク

- ① 価格変動リスク
- ② 為替変動リスク
- ③ 流動性リスク
- ④ 金利変動リスク
- ⑤ 信用リスク

JPM 新興国ソブリン・ファンド F(適格機関投資家専用)

(1) ファンドの特色

当ファンドは、主として新興国のソブリン債券を投資対象とする JPM 新興国ソブリン・マザーファンドⅡ（適格機関投資家専用）（以下「マザーファンド」といいます）の受益証券を主要投資対象とし、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長をはかることを目的として運用を行います。

(2) 信託期間

無期限（平成 18 年 12 月 11 日（月）設定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社
受託会社	株式会社 りそな銀行
マザーファンドの投資顧問会社	J. P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク

(4) 管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対して年率 0.7875%（税抜 0.75%）を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等及び監査費用等を信託財産から支払います。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

新興国のソブリン債券を投資対象とするマザーファンドを主要投資対象とします。

2) 投資態度

① 主として、マザーファンドの受益証券に投資を行い、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長を目指した運用を行います。

② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、経済事情や投資環境等の急変などが起きた場合、為替ヘッジを行うことがあります。

③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

① 株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。

② 投資信託証券（マザーファンドの受益証券は除きます）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。

③ 外貨建資産への実質的投資割合には、制限を設けません。

④ デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引及び為替先渡取引をいいます）の利用は、ヘッジ目的に限定しません。

マザーファンド

1) 投資対象

主として新興国^{*1}の政府または政府機関の発行する債券^{*2}に投資します。ただし、マザーファンドの純資産総額の20%を上限に、政府及び政府機関の発行する債券以外の新興国の債券に投資を行います。

マザーファンドは、一つまたは複数の新興国の発行体の信用リスクを主として反映する仕組債に投資する場合があります。その場合、当該債券は政府及び政府機関の発行する債券以外の新興国の債券とみなします。また、当該債券は反映する信用リスクを増大させる仕組みを持たないものとします。

マザーファンドの投資対象は、主に米ドル建ての債券とします。ただし、マザーファンドの純資産総額の25%を上限に米ドル以外の通貨建ての債券に投資します。

*1 「新興国」とは、マザーファンドの投資顧問会社が、国内経済が成長過程にあると判断する国です。例えば、参考指標（JPモルガンEMBIグローバル・ディバーシファイド指数^{*3}）の構成国が該当します。参考指標とは、当ファンドの投資対象市場の動向をわかりやすく示すために用いる指標です。

*2 「政府機関の発行する債券」とは、政府機関により発行され、元本及びクーポンの支払いについて政府保証の付いた債券をいいます（以下、政府の発行する債券を含め「ソブリン債券」といいます）。

*3 J.P.Morgan Securities Inc. が公表している新興国の債券のパフォーマンスを表す指数です。

同指数は、J.P.Morgan Securities Inc. が定める条件により選ばれた、政府または政府機関の発行する、米ドル建てのプレディ債（1989年のプレディ提案に基づいて新興国が発行し、米国市場ユーロ市場等の国際的な市場で流通する債券）およびユーロ債、ならびに政府または政府機関によるローンで構成されている時価総額加重平均指数で、1993年12月31日より算出されております。

<参考指標の構成国>

【アフリカ・中東地域】

南アフリカ、レバノン、
ガーナ、エジプト
イラク、チュニジア
ガボン

【アジア地域】

フィリピン、マレーシア、
中国、インドネシア、
ベトナム、パキスタン
スリランカ

【中南米地域】

メキシコ、ブラジル、ベネズエラ、
コロンビア、ペルー、
パナマ、チリ、アルゼンチン、
ペリーズ、エクアドル、
ジャマイカ、ウルグアイ、
エルサルバドル、
ドミニカ

【欧州地域】

ロシア、トルコ、
ウクライナ、
ポーランド、ブルガリア、
ハンガリー、
セルビア、カザフスタン
グルジア

(2009年9月末現在)

2) 投資態度

- ① 主として世界の新興国のソブリン債券に投資し、安定的かつ高水準の配当等収益の確保と信託財産の長期的な成長を目指した運用を行います。
- ② 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ④ 運用にあたっては、投資一任契約に基づいて、J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクに運用の指図に関する権限を委託します。

3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- ② 投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ④ デリバティブ取引（有価証券先物取引等、スワップ取引、金利先渡取引及び為替先渡取引をいいます）の利用はヘッジ目的に限定しません。

(6) ファンドの主な投資リスク

- ① 信用リスク
- ② 為替変動リスク
- ③ 金利変動リスク
- ④ 新興国への投資に伴うリスク
- ⑤ キャピタル・ゲイン税等のマザーファンドへの計上タイミングに関する留意点
- ⑥ 仕組債のリスク

マザーファンドの投資顧問会社の概要

《J.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インク》

・マザーファンドの投資顧問会社のJ.P. モルガン・インベストメント・マネージメント・インクにおける担当の運用チームは「エマージング債券運用チーム」で、約86億ドル（約0.8兆円：1ドル89.535円で計算）の運用資産額を有しています。

*データは全て2009年9月30日現在

CA グローバル REIT マザーファンド

(1) ファンドの特色

この投資信託は、主として日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。以下同じ）されている不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます）を投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

(2) 信託期間

無期限（平成 18 年 12 月 22 日（金）設定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	株式会社 りそな銀行
投資助言会社	株式会社 りそな銀行

(4) 管理報酬等

委託会社及び受託会社は、この信託契約に関し信託報酬を収受しません。
組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等を信託財産から支払います。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

2) 投資態度

- ① 主として日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます）されている不動産投資信託証券を投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
- ② 投資にあたっては、銘柄ごとの配当利回り水準、流動性、市況動向等を勘案の上、投資銘柄を選定し、運用を行うことを基本とします。
- ③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 運用にあたっては、株式会社 りそな銀行の投資助言を受けます。

3) 主な投資制限

- ① 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- ② 同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ③ 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ④ 株式への投資は行いません。
- ⑤ デリバティブの利用は行いません。

(6) ファンドの主な投資リスク

- ① 有価証券の価格変動リスク
- ② 為替変動リスク
- ③ 解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク
- ④ 信用リスク
- ⑤ REIT の価格変動リスク

CMAM世界物価連動債ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）

（1）ファンドの特色

ファンドは、主として中央三井世界物価連動債マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券への投資を通じて、パークレイズ・キャピタル世界インフレ連動国債インデックス（除く日本）（以下、「ベンチマーク」といいます。）に含まれるインフレ連動国債（物価連動国債）に分散投資し、ベンチマークに連動する投資成果を目標として運用を行います。

（2）信託期間

無期限（設定日：平成 20 年 11 月 17 日）

（3）ファンドの関係法人

関係	名称
委託会社	中央三井アセットマネジメント株式会社
受託会社	中央三井アセット信託銀行株式会社
マザーファンドの投資顧問会社	中央三井アセット信託銀行株式会社

（4）管理報酬等

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対して年 0.210%(税抜 0.20%)の率を乗じて得た額とします。なお、マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、ファンドの信託報酬中の委託会社が受ける報酬から支払われます。

上記のほか、信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および受託者の立て替えた立替金の利息等を信託財産から支払います。

（5）投資方針等

1) 投資対象

ベンチマークに含まれるインフレ連動国債（物価連動国債）に投資するマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。なお、日本を除く世界のインフレ連動国債等に直接投資することもあります。

2) 投資態度

- ①マザーファンド受益証券への投資を通じて、ベンチマークに含まれるインフレ連動国債（物価連動国債）に分散投資し、ベンチマークに連動する投資成果を目標として運用を行います。
- ②実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、為替予約取引等を活用する場合があります。
- ③マザーファンド受益証券への投資割合は、原則として高位を維持します。
- ④運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑤ただし、資金動向、市況動向に急激な変化が生じたときおよびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ①外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②株式への投資は転換社債を転換したものおよび新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限ります。）を行使したものに限ることとし、株式への実質投資割合は取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ④同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。

マザーファンド

1) 投資対象

バークレイズ・キャピタル世界インフレ連動国債インデックス（除く日本、円ベース）に含まれるインフレ連動国債（物価連動国債）を主要投資対象とします。

2) 投資態度

- ①バークレイズ・キャピタル世界インフレ連動国債インデックス（除く日本、円ベース）に含まれるインフレ連動国債（物価連動国債）に分散投資し、リスク分散を図ったうえで、中長期的な信託財産の成長を目指します。
- ②バークレイズ・キャピタル世界インフレ連動国債インデックス（除く日本、円ベース）に連動する投資成果を目標として運用を行い、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指します。
- ③運用に際しては、中央三井アセット信託銀行株式会社との投資顧問契約に基づき、中央三井アセット信託銀行株式会社の運用部門から投資情報の提供を受け活用します。
- ④外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。ただし、為替予約取引等を活用する場合があります。
- ⑤運用の効率化を図るため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、債券の組入総額と債券先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。
- ⑥わが国の取引所（金融商品取引所等を含む。以下同じ。）における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係る選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨に係る先物取引、通貨に係るオプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。
- ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑧信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。
- ⑨資金動向、市況動向の急激な変化が生じたときおよびこれに準ずる事態が生じたとき、あるいは信託財産の規模が上記の運用をするに適さないものとなったときは、上記の運用ができない場合があります。

3) 投資制限

- ①株式への投資は転換社債を転換したものおよび新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第 236 条第 1 項第 3 号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下会社法施行前の旧商法第 341 条ノ 3 第 1 項第 7 号および第 8 号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の新株予約権に限り、）を行使したものに限ることとし、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ②同一銘柄の株式への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 5%以下とします。
- ③同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への投資は、取得時において信託財産の純資産総額の 10%以下とします。
- ④外貨建資産への投資には、制限を設けません。

（6）ファンドの主な投資リスク

- ①金利変動リスク
- ②物価変動リスク
- ③信用リスク
- ④カントリーリスク
- ⑤流動性リスク
- ⑥為替変動リスク

運用会社の概要

《中央三井アセットマネジメント株式会社》

中央三井アセットマネジメント株式会社は、中央三井トラスト・グループの投資信託委託会社です。ファンド数は140本（国内公募投信及び私募投信の合計）、運用資産額約21,150億円を有します。（2009年12月末現在）

マザーファンドの投資顧問会社の概要

《中央三井アセット信託銀行株式会社》

年金信託・証券信託や投資運用・助言業務を通じて、国内外の株式・債券だけでなく代替投資などの多様な運用商品を的確に組入れ、お客様のニーズに応じた高度な運用サービスを提供しています。

お預かりしている運用資産の規模は約22兆円と国内最大級であり、そのスケールメリットを活かしながら、約200名の陣容を誇る運用専門スタッフがクオリティの高い資産運用を実現しています。

ゴールドマン・サックス・エンハンスド・コモディティ・サブ・トラストーFoF クラス

(1) ファンドの特色

本ファンドは、主として GSCI 先物等及び米ドル建ての投資適格債券等への投資を通じて、費用控除前ベースにおいてベンチマークであるゴールドマン・サックス・コモディティ・インデックスのトータル・リターン指数（以下、GSCI 指数といいます）※を長期的に上回ることを目的とします。

* ファンドは、ケイマン籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（米ドル建）です。

※ GSCI 指数は、2007 年 2 月にスタンダード&プアーズ社によって買収され、S&P GSCI トータル・リターン指数に名称変更となっています。

(2) 信託期間

無期限（平成 18 年 12 月 22 日（金）設定）

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・エル・ピー
副投資顧問会社	ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント・インターナショナル
受託会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド
保管受託銀行	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー
管理事務代行会社	ブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー
総販売会社	ゴールドマン・サックス・インターナショナル

(4) 管理報酬等

運用報酬： 年率 0.450%

管理事務及び保管報酬：

230 百万米ドルまで： 年率 0.070%

230 百万米ドル超－460 百万米ドルまで： 年率 0.050%

460 百万米ドル超： 年率 0.025%

受託報酬：

10 億米ドルまで： 年率 0.015%

10 億米ドル超： 年率 0.010%

（ただし、アンブレラであるゴールドマン・サックス・インベストメント・ユニット・トラストにおける管理事務、保管及び受託報酬の年間最低報酬を 65 千米ドルとします）

その他： i）組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、設立費用、監査費用等をファンドから支払います。

ii）ファンドにかかる諸経費は各受益証券に按分されます。投資顧問会社はファンドの報酬または諸費用を支払う場合があります。受託会社は投資顧問会社から支払われた報酬または諸費用を払戻す場合があります。ファンドは受益証券の販売やその他にかかる諸費用を負担します。

(5) 投資方針等

1) 投資対象

- ① GSCI先物ないしはGSCIを構成する商品先物・オプション等
- ② 米国内外の国債、政府機関債及び地方債
- ③ 国際機関債
- ④ 米国内外の社債
- ⑤ モーゲージ証券、商業不動産ローン担保证券及びその派生商品等
- ⑥ 資産担保证券
- ⑦ ヤンキー債及びユーロ債
- ⑧ 通貨フォワード取引
- ⑨ 短期金融商品

2) 投資態度

- ① 主として、GSCI先物等及び米ドル建ての投資適格債券等への投資を通じて、長期的にベンチマークを上回る投資成果を目指します。
- ② ポートフォリオのデュレーションについては、原則として2年以内とします。
- ③ 組入対象債券の格付は組入時においてBBB－格相当以上とします。
- ④ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 株式への投資割合には制限を設けません。
- ② 外貨建資産への投資割合には制限を設けません。
- ③ 同一発行体の組入比率は運用資産総額の5%を上限とします。ただし、米国財務省証券、政府関係機関債券(委託者またはその再委託先が政府関係機関債券と同等の信用度を有するとみなす債券を含みます)及び短期金融商品についてはかかる上限は適用されないものとします。
- ④ 投資信託証券または投資証券への投資は行いません。
- ⑤ 本ファンドは通常の状態において、日本において有価証券に属する証券に運用資産総額の50%以上を投資します。

(6) ファンドの主な投資リスク

- ① 商品先物の価格変動リスク
- ② 金利変動リスク
- ③ 信用リスク
- ④ 為替変動リスク

運用会社の概要

《ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント》

ゴールドマン・サックスは、1869年(明治2年)創立の世界有数の金融グループのひとつであり、世界の主要都市に拠点を有し、世界中の政府機関・企業・金融機関等に対して、投資銀行業務・証券売買業務・為替商品取引・資産運用業務など、多岐にわたる金融サービスを提供しています。

ゴールドマン・サックスの資産運用グループであるゴールドマン・サックス・アセット・マネジメントは1988年の設立以来、世界各国の投資家に資産運用サービスを提供しており、2009年6月末現在では、世界の機関投資家、政府系機関、個人投資家より約68.4兆円(7,087億米ドル、1ドル96.485円にて換算)を受託しております。運用資産は株式、債券、マネーマーケット、オルタナティブ・インベストメント等幅広く提供しております。

*ベンチマークについて

「S&P GSCI」「GSCI」は、ザ・マグロー・ヒル・カンパニーズ社の所有する登録商標でありゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント(株)に対して利用許諾が与えられています。スタンダード&プアーズは、本商品を支持、推奨、販売、販売促進するものではなく、また本商品への投資適合性について何ら表明するものではありません。GSCI(そのサブ・インデックスを含む)はゴールドマン・サックス社又はその関連会社によって所有・支持・承認されるものではありません。

JP モルガン ファンズ グローバル・コンバーティブルズ ファンド(ユーロ)

(1) ファンドの特色

ファンドは、主として世界各国の転換権付有価証券及びワラントに分散投資し、収益の確保を目指して運用を行います。

* ファンドは、ルクセンブルグ籍オープン・エンド型会社型外国投資信託（ユーロ建）です。投資するシェアクラスは、C (acc)（ユーロ建）です。

(2) 信託期間

無期限

(3) ファンドの関係法人

関係	名称
投資顧問会社	JP モルガン・アセット・マネジメント (UK) リミテッド
管理会社	JP モルガン・アセット・マネジメント (ヨーロッパ) エス・エー・アール・エル
保管銀行・管理事務代行会社	JP モルガン・バンク・ルクセンブルグ・エス・エー

(4) 管理報酬等

- 1) 投資顧問会社等への報酬：年率 0.75%
- 2) 保管銀行、管理事務代行会社等への報酬：年率 0.20%以内
- 3) その他：組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等、法律関係の費用等

(5) 投資方針等

- 1) 投資対象
世界各国の転換権付有価証券及びワラントを主要投資対象とします。
- 2) 投資態度
 - ① ファンドの資産総額（現金及び現金同等物を除きます）の67%以上は、転換権付有価証券及びワラントに投資します。これらの発行体は、新興国市場を含む世界各国に所在する発行体とします。
 - ② 転換権付有価証券には、転換社債、転換権付ノート、転換権付優先株式及びその他の転換権または交換権付有価証券を含みます。
 - ③ ファンドは、補完的に債券及びその他の債務証券、株式及びエクイティ・リンク証券（預託証券及びその他の参加権を含みます）、インデックス・ノート及びパーティシペーション・ノート、エクイティ・リンク・ノート、現金及び現金同等物に投資する場合があります。
 - ④ また、UCITS（譲渡可能証券共同投資事業）またはその他のUCI（共同投資事業）に投資する場合があります。
 - ⑤ ファンドの基準通貨はユーロですが、他の通貨建て資産を組み入れる場合があります。ただし、ファンドの資産の大部分はユーロ建てあるいはユーロにヘッジします。
 - ⑥ ファンドは、ヘッジ目的及び運用の効率化を図るため、金融派生商品を利用することがあります。また、運用の効率化を図るため、譲渡可能有価証券及び短期金融商品に関する手法及び取引（有価証券の貸付またはレポ取引を含みます）を行うことがあります。
 - ⑦ 資金動向、市況動向等によっては、前記のような運用ができない場合があります。

3) 主な投資制限

- ① 投資する有価証券及び短期金融商品は、規制市場において取引されている譲渡可能なものに限定します。
- ② 同一発行体の有価証券あるいは短期金融商品への投資割合は、ファンドの純資産総額の10%以内とします（ただし、EU加盟国、その地方公共団体あるいは機関、または別の適格国あるいはEU加盟国の一つまたは複数が加盟している公的国際機関が発行または保証する有価証券あるいは金融市場商品については、ファンドの純資産総額の35%以内とします）。
- ③ 貴金属、商品、商品先物取引契約またはこれらを表象する証書への投資またはこれらに関わる取引は行いません。
- ④ 不動産の所有権、これに関するオプション、不動産に関する権利あるいは不動産に基づく何らかの利得の売買は行いません。ただし、不動産又は不動産に基づく何らかの利得によって担保された有価証券や不動産投資（不動産に基づく何らかの利得への投資を含む）を行う会社が発行した有価証券への投資を行うことがあります。

（6）ファンドの主な投資リスク

- ① 価格変動リスク
- ② 金利変動リスク
- ③ 信用リスク
- ④ 為替変動リスク

追加型株式投資信託

アムンディ・りそなワールド・セレクト・ファンド
(愛称「りそなオールスター」)

信託約款

アムンディ・ジャパン株式会社

追加型証券投資信託
アムンディ・リソナワールド・セレクト・ファンド

運用の基本方針

信託約款 21 条の規定に基づき委託者が別に定める運用の基本方針は、次のものとします。

1. 基本方針

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。当ファンドは、配当等収益の確保と中長期的な信託財産の成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

主として投資信託証券（投資信託及び外国投資信託の受益証券または投資法人及び外国投資法人の投資証券を含みます。以下同じ）を主要投資対象とします。なお、CP、CD、預金、指定金銭信託、コール・ローン及び手形割引市場において売買される手形に直接投資することがあります。

(2) 投資態度

- ① 主として、投資信託証券に投資をすることにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先の投資信託証券が行い、配当等収益の確保を図るとともに、中長期的な信託財産の成長を目指します。
- ② 投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。また、当初の投資対象資産毎の投資信託証券への基本配分比率は下記の通りとすることを基本とします。ただし、実際の配分比率は、下記基本配分比率と乖離する場合があります。また、予期せぬ投資環境等が発生した場合には大きく異なることがあります。なお、基本配分比率については、将来見直しを行うことがあります。

投資対象資産		基本配分比率
1	日本株式	2.5%程度
2	海外株式（アジア株式を含む）	5.5%程度
3	新興国株式	2.0%程度
4	海外国債	2.0%程度
5	海外投資適格債	20.0%程度
6	海外ハイイールド債	36.0%程度
7	新興国国債	15.0%程度
8	グローバル・リート	10.0%程度
9	グローバル物価連動債	2.0%程度
10	コモディティ	4.0%程度
11	グローバル転換社債	1.0%程度

- ③ 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます）の中から、投資対象資産毎の利回り水準や市況動向、資金動向等を勘案し、投資を行います。
- ④ 指定投資信託証券は運用の基本方針に鑑み、定性評価・定量評価等を勘案して適宜見直しを行います。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに投資信託証券（ファンド設定時以降に設定された投資信託及び外国投資信託の受益証券（投資法人及び外国投資法人の投資証券を含みます）も含みます）が指定投資信託証券として指定される場合もあります。
- ⑤ 原則として、為替ヘッジは行いません。
- ⑥ 資金動向、市況動向等の急変により前記の運用が困難となった場合、暫定的に前記と異なる運用を行う場合があります。

(3) 投資制限

- ① 投資信託証券以外への投資は、信託約款第 20 条の範囲内で行います。
- ② 株式(新株引受権証券及び新株予約権証券を含みます)への直接投資は行いません。
- ③ 外貨建資産(外貨建資産を組入可能な投資信託証券を含みます)の投資割合には制限を設けません。
- ④ 原則として実質的に複数のファンドに投資し、かつ 1 ファンドへの投資割合は純資産総額の 50%を超えないものとします。ただし、約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される(販売会社及び運用会社が一時取得する場合を含みます)ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には 50%以上の取得が出来るものとします。
また、不動産を主たる投資対象とする投資信託及び外国投資信託の受益証券または投資法人及び外国投資法人については、同一銘柄への投資比率を、信託財産の純資産総額の 30%以下とします。

3. 収益分配方針

ファンドは、毎決算時(毎月 11 日。休日の場合は翌営業日とします)に、原則として次の方針により分配を行います。ただし、第 1 回目の収益分配は、初回決算の平成 19 年 3 月 12 日とします。

- ① 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
- ② 分配金額は、委託会社が基準価額水準及び市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- ③ 留保益の運用については、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

追加型証券投資信託
アムンディ・リそなワールド・セレクト・ファンド
信託約款

(信託の種類、委託者及び受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社 リそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ)を含みます)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的、金額及び限度額)

- 第2条 委託者は、金2,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受ます。
- ② 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができるものとし、追加信託が行われたときは、受託者はその引受を証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第3条 この信託の期間は、信託契約締結日から第43条第1項、第44条第1項、第45条第1項及び第47条第2項の規定による信託終了の日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

- 第4条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

(当初の受益者)

- 第5条 この信託契約締結当初及び追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第6条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割及び再分割)

- 第6条 委託者は、第2条第1項の規定による受益権については、2,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第7条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(追加信託の価額及び口数、基準価額の計算方法)

- 第7条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② この信託約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます)を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として、わが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第24条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第 8 条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第 9 条 この信託のすべての受益権は、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの信託の受益権を取扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第 2 条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第 2 条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。
なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。
- ③ 委託者は、第 6 条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。

(受益権の設定に係る受託者の通知)

第 10 条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

(受益権の申込単位、価額及び手数料等)

第 11 条 指定販売会社（委託者の指定する金融商品取引法第 28 条第 1 項に規定する第一種金融商品取引業を行う者及び金融商品取引法第 2 条第 11 項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ）は、第 6 条第 1 項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、1 万口以上 1 万口単位をもって取得申込に応じることができるものとします。ただし、別に定める自動けいぞく投資約款に従って契約（以下「別に定める契約」といいます）を結んだ取得申込者に限り、1 口の整数倍をもって取得申込に応じることができるものとします。

この信託約款において別に定める契約とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する別に定める契約と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合別に定める契約は当該別の名称に読み替えるものとします。

- ② 前項の場合の取得申込日がファンドの休業日（東京証券取引所の休業日、ロンドン、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会が定める休業日であることを指します。以下同じ）にあたる場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。
- ③ 1. 第 1 項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、手数料及び当該手数料にかかる消費税並びに地方消費税（以下「消費税等」といいます）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1 口につき 1 円に、手数料及び当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
2. 前号の手数料の額は、指定販売会社が個別に定める料率を乗じて得た金額とします。
- ④ 前各項の規定にかかわらず、受益者が第 39 条第 2 項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として第 34 条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。
- ⑤ 第 1 項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行われます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第 3 項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ⑥ 委託者は、金融商品取引所（金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所及び金融商品取引法第 2 条第 8 項第 3 号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号もしくは同項第 5 号の取引を行う市場及び当該市場を開設するものを「金融商品取引所」といいます。以下同じ）における取引の停止、決済機能

の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を取消することができます。

(受益権の譲渡に係る記載または記録)

第12条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第12条の2 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者及び受託者に対抗することができません。

(受益証券の記名式、無記名式への変更並びに名義書換手続)

第13条 <削除>

② <削除>

③ <削除>

(記名式の受益証券譲渡の対抗要件)

第14条 <削除>

(無記名式の受益証券の再交付)

第15条 <削除>

(記名式の受益証券の再交付)

第16条 <削除>

(受益証券を毀損した場合等の再交付)

第17条 <削除>

(受益証券の再交付の費用)

第18条 <削除>

(投資の対象とする資産の種類)

第19条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ)

イ. 有価証券

ロ. 金銭債権

ハ. 約束手形(金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。以下同じ)

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

(運用の指図範囲)

第20条 委託者は、信託金を、主として別に定める投資信託証券(以下「指定投資信託証券」といいます)のほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等

2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります）
- ② 委託者は、信託金を、前項各号に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
- ③ 第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項第1号から第4号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

（受託者の自己または利害関係人等との取引）

- 第20条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者及び受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ）、この条及び第25条に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第19条、第20条第1項及び第2項に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律並びに関連法令に反しない限り行うことができます。
- ② 前項の取扱は、第24条、第29条、第30条における委託者の指図による取引についても同様とします。

（運用の基本方針）

第21条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）

- 第22条 委託者は、原則として、信託財産に属する同一銘柄の投資信託証券の時価総額が信託財産の純資産総額の100分の50を超える投資の指図をしません。ただし、約款若しくは定款等において、ファンド・オブ・ファンズにのみ取得される（販売会社及び運用会社が一時取得する場合を含みます）ファンドであることが記載されているファンドを組入れる場合には50%以上の取得が出来るものとします。
- ② 不動産を主たる投資対象とする投資信託及び外国投資信託の受益証券または投資法人及び外国投資法人については、同一銘柄への投資比率を、信託財産の純資産総額の30%以下とします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第23条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約の指図及び範囲）

第24条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

（信託業務の委託等）

- 第25条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます）を委託先として選定します。
1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限り）を、受託者

および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます）に委託することができるものとします。

1. 信託財産の保存に係る業務
2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

（有価証券の保管）

第 26 条 <削除>

（混蔵寄託）

第 27 条 金融機関または第一種金融商品取引業者から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

（信託財産の登記等及び記載等の留保等）

- 第 28 条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
 - ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
 - ④ 動産（金銭を除きます）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

（有価証券売却等の指図）

第 29 条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

（再投資の指図）

第 30 条 委託者は、前条の規定による有価証券の売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

（資金の借入れ）

- 第 31 条 委託者は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます）を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
 - ③ 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
 - ④ 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

（損益の帰属）

第 32 条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第 33 条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等、投資信託証券の配当金及びその他の未収入金で、信託終了日までその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③ 前 2 項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第 34 条 この信託の計算期間は、毎月 12 日から翌月 11 日までとすることを原則とします。ただし、第 1 計算期間は、信託契約締結日から平成 19 年 3 月 12 日までとします。

- ② 前項にかかわらず、前項の原則により各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第 3 条に定める信託期間の終了日とします。

(信託財産に関する報告)

第 35 条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務等の諸費用及び監査報酬)

第 36 条 信託財産に関する租税、その他信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息並びに信託財産の財務諸表の監査に要する費用及び当該監査費用にかかる消費税等相当額(以下「諸経費」といいます)は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産の財務諸表の監査に要する費用(消費税等相当額を含みます)は、毎年 5 月及び 11 月に到来する計算期末または信託終了のとき信託財産中より支弁します。

(信託報酬等の額及び支弁の方法)

第 37 条 委託者及び受託者の信託報酬の総額は、第 34 条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年 10,000 分の 112 の率を乗じて得た額とします。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期末、または信託終了のとき信託財産中より支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。
- ③ 第 1 項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ④ 委託者は、受託者の同意のうえ、第 1 項に規定する率以内で信託報酬率を変更することができます。

(収益の分配方式)

第 38 条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次のように処理します。

1. 配当金、利子及びこれらに類する収益から支払利息を控除した額(以下「配当等収益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
 2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます)は、諸経費、信託報酬及び当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- ② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金及び一部解約金の支払)

第 39 条 収益分配金は、毎計算期間終了日後 1 ヶ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として)に支払います。

- ② 前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、収益分配金が指定販売会社に交付されます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第9条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引換に、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④ 一部解約金（第42条第5項の一部解約の価額に当該一部解約口数を乗じて得た額をいいます。以下同じ）は、第42条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して、原則として、5営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤ 前各項（第2項を除く）に規定する収益分配金、償還金及び一部解約金の支払は、指定販売会社の営業所等において行うものとしします。
- ⑥ 収益分配金、償還金及び一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとしします。

（収益分配金及び償還金の時効）

第40条 受益者が、収益分配金については前条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しないとき、ならびに信託終了による償還金について前条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

（収益分配金、償還金及び一部解約金の払込と支払に関する受託者の免責）

第41条 受託者は、収益分配金については第39条第1項に規定する支払開始日までに、償還金については第39条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については第39条第4項に規定する支払日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金及び一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

（信託の一部解約）

第42条 受益者（指定販売会社を含みます。以下本条において同じ）は、自己に帰属する受益権につき、委託者に1万口単位（別に定める契約にかかる受益権または指定販売会社に帰属する受益権については1口の整数倍）をもって一部解約の実行を請求することができます。

② 前項の規定にかかわらず、一部解約の実行の請求日がファンドの休業日にあたる場合においては、委託者は一部解約の実行の請求を受付けないものとしします。

③ 委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引換に、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

④ 第1項の一部解約の価額は、当該一部解約の実行の請求日の翌営業日の基準価額としします。

⑤ 平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約に係る一部解約の実行の請求を受益者がするときは、指定販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとしします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前行われる当該請求については、振替受益権となることが確実なこの信託の受益証券をもって行うものとしします。

⑥ 委託者は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の実行の請求の受付を取消することができます。

⑦ 前項により一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が第2項に規定する一部解約の実行の請求を受付けない日であるときは、この計算日以

降の最初の一部解約の実行の請求を受付けることができる日とします)に一部解約の実行の請求を受付けたものとして第5項の規定に準じて計算された価額とします。

(信託契約の解約)

- 第43条 委託者は、第3条の規定による信託終了前に、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付した時は、原則として、公告を行いません。
 - ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑤ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑥ 第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第44条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第48条の規定にしたがいます。

(委託者の登録取消し等に伴う取扱)

- 第45条 委託者が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に移し継ぐことを命じたときは、この信託は、第48条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱)

- 第46条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱)

- 第47条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第48条の規定にしたがい、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第48条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したと

- きは、原則として、公告を行いません。
- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、第1項の信託約款の変更をしません。
 - ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第49条 第43条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第43条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容及び買取請求の手續に関する事項は、第43条第2項または前条第2項に規定する公告または書面に付記します。

(公告)

第50条 委託者が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

(質権口記載又は記録の受益権の取扱)

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

(信託約款に関する疑義の取扱)

第51条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

付則第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第9条、第10条、第12条（受益証券の種類）から第18条（受益証券の再交付の費用）の規定及び受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成18年12月22日

委 託 者 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

受 託 者 りそな信託銀行株式会社

別に定める投資信託証券

信託約款第 20 条及び運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券(投資信託または外国投資信託の受益証券及び投資法人または外国投資法人の投資証券)をいいます。

投信会社／投資顧問会社	ファンド名	ファンド籍
日本株式		
株式会社 りそな銀行	Amundi Funds ジャパン・バリュアー I2 クラス	ルクセンブルグ
海外株式（アジア株式含む）		
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	DWS 欧州株式ファンド(適格機関投資家専用)	日本
フィデリティ投信株式会社	フィデリティ・US エクイティ・インカム・ファンド (適格機関投資家専用)	日本
アムンディ・ホンコン・リミテッド	Amundi Funds グレーター・チャイナ I2 クラス	ルクセンブルグ
	Amundi Funds 韓国ファンド I2 クラス	ルクセンブルグ
	Amundi Funds インドファンド I2 クラス	ルクセンブルグ
新興国株式		
JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社	JPM エマージング株式ファンド F(適格機関投資家専用)	日本
海外国債		
アムンディ・ジャパン株式会社	アムンディ・海外国債インカムファンド F(適格機関投資家専用)	日本
海外投資適格債		
ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社	ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)	日本
アムンディ	Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド I2 クラス	ルクセンブルグ
海外ハイイールド債		
ピーシーエー・アセット・マネジメント株式会社	PCA 米国ハイイールド社債ファンド(適格機関投資家専用)	日本
アムンディ	Amundi Funds ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド I2 クラス	ルクセンブルグ
新興国国債		
JP モルガン・アセット・マネジメント株式会社	JPM 新興国ソブリン・ファンド F(適格機関投資家専用)	日本
グローバル・リート		
アムンディ・ジャパン株式会社	CA グローバル REIT マザーファンド	日本
グローバル物価連動債		
中央三井アセットマネジメント株式会社	CMAM 世界物価連動債ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)	日本
コモディティ		
ゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント ・エル・ピー	ゴールドマン・サックス・エンハンスド・コモディティ・ サブ・トラスト FOF クラス	ケイマン
グローバル転換社債		
JP モルガン・アセット・マネジメント(UK) リミテッド	JP モルガン ファンズ グローバル・コンバーティブルズ ファンド(ユーロ)	ルクセンブルグ

親 投 資 信 託

(CAグローバルREITマザーファンド)

信託約款

親 投 資 信 託
(CAグローバルREITマザーファンド)

運用の基本方針

約款第15条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、主として日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場（これに準ずるものを含みます。以下同じ）されている不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます）を投資対象とし、安定した収益の確保と信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として日本を含む世界各国の金融商品取引所に上場されている不動産投資信託証券を投資対象とし、安定的な配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行います。
- ② 投資にあたっては、銘柄ごとの配当利回り水準、流動性、市況動向等を勘案の上、投資銘柄を選定し、運用を行うことを基本とします。
- ③ 不動産投資信託証券の組入比率は、原則として高位を維持することを基本とします。
- ④ 外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ⑤ 資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥ 運用にあたっては、株式会社りそな銀行の投資助言を受けます。

(3) 投資制限

- ① 株式への投資制限
株式への直接投資は、行いません。
- ② 投資信託証券への投資制限
投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。
- ③ 同一銘柄の投資信託証券への投資制限
同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ⑤ デリバティブの利用は行いません。

親 投 資 信 託
(CAグローバルREITマザーファンド)

信託約款

(信託の種類、委託者及び受託者、信託事務の委託)

- 第1条 この信託は、その受益権を他の投資信託の受託者に取得させることを目的とする証券投資信託であり、アムンディ・ジャパン株式会社を委託者とし、株式会社りそな銀行を受託者とします。
- ② この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)(以下「信託法」といいます)の適用を受けます。
- ③ 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ)を含みます)と信託契約を締結し、これを委託することができます。
- ④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

(信託の目的及び金額)

- 第2条 委託者は、金500億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けます。

(信託金の限度額)

- 第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、3,000億円を限度として信託金を追加することができます。
- ② 追加信託が行われたときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。
- ③ 委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

- 第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第36条第1項及び第2項、第37条第1項、第38条第1項及び第40条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益証券の取得申込の勧誘の種類)

- 第5条 この信託にかかる受益証券の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第2号イに掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第9項で定める適格機関投資家私募により行なわれます。

(受益者)

- 第6条 この信託の元本及び収益の受益者は、この信託の受益証券を投資対象とするアムンディ・ジャパン株式会社の証券投資信託の受託者である信託業務を営む銀行とします。

(受益権の分割及び再分割)

- 第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については500億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。
- ② 委託者は、受託者と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できます。

(追加信託金の計算方法)

- 第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の追加信託または信託契約の一部解約(以下「一部解約」といいます)の処理を行う前の信託財産に属する資産を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます)を追加信託または一部解約を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。
- ② 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます)、預金その他の資産をいいます。以下同じ)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。
- ③ 第18条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲

値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益証券の発行及び種類)

第10条 委託者は、第7条の規定により分割された受益権を表示する記名式の受益証券を発行します。

- ② 委託者が発行する受益証券は、1口の整数倍の口数を表示したものとします。
- ③ 受益者は、当該受益証券を他に譲渡することはできません。

(受益証券の発行についての受託者の認証)

第11条 委託者は、前条第1項の規定により受益証券を発行するときは、その発行する受益証券がこの信託約款に適合する旨の受託者の認証を受けなければなりません。

- ② 前項の認証は、受託者の代表取締役がその旨を受益証券に記載し記名捺印することによって行います。

(投資の対象とする資産の種類)

第12条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ）
 - イ. 有価証券
 - ロ. 金銭債権
 - ハ. 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます）
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

(投資の対象とする有価証券の範囲等)

第13条 委託者は、信託金を、次の有価証券に投資することを指図することができます。

1. コマーシャル・ペーパー及び短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券で、前号の証券の性質を有するもの
3. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます）
4. 投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます）
5. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

なお、第3号の証券及び第4号の証券（ただし、投資法人債券を除きます）を以下「投資信託証券」といいます。

(受託者の自己または利害関係人等との取引)

第14条 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、受託者及び受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条及び第19条において同じ）、第19条第1項に定める信託業務の委託先及びその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第12条及び第13条に定める資産への投資を、信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない限り行うことができます。

- ② 前項の取扱い、第18条、第23条及び第24条における委託者の指図による取引についても同様とします。

(運用の基本方針)

第15条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行います。

(同一銘柄の投資信託証券への投資制限)

第16条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の不動産投資信託の受益証券または同一銘柄の不動産投資法人の投資証券の時価総額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。

(特別の場合の外貨建有価証券への投資制限)

第17条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(外国為替予約取引の指図)

第18条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。

(信託業務の委託等)

第19条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託者の利害関係人を含みます)を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務(裁量性のないものに限り)を、受託者及び委託者が適当と認める者(受託者の利害関係人を含みます)に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分及びその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(有価証券の保管)

第20条 <削 除>

- ② 受託者は、信託財産に属する投資信託証券を、当該信託にかかる受益証券の保護預り契約等に基づいて、当該契約の相手方に預託し保管させることができます。

(混蔵寄託)

第21条 金融機関または第一種金融商品取引業者(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます)から、売買代金及び償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等及び記載等の留保等)

第22条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産(金銭を除きます)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(有価証券売却等の指図)

第23条 委託者は、信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第24条 委託者は、前条の規定による売却代金、有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(損益の帰属)

第25条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。

(受託者による資金の立替え)

第26条 信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、有価証券等にかかる利子等及びその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済及び利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

(信託の計算期間)

第27条 この信託の計算期間は、毎年5月12日から翌年5月11日までとします。ただし、第1計算期間は、平成18年12月22日から平成19年5月11日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(信託財産に関する報告)

第28条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する計算書及び報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する計算書及び報告書を作成して、これを委託者に提出します。

(信託事務の諸費用)

第29条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用及び受託者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

(信託報酬)

第30条 委託者及び受託者は、この信託契約に関して信託報酬を収受しません。

(利益の留保)

第31条 信託財産から生ずる利益は、信託終了時まで信託財産中に留保し、分配は行いません。

(追加信託金及び一部解約金の計理処理)

第32条 追加信託金または一部解約金は、当該金額と元本に相当する金額との差額を、追加信託にあつては追加信託差金、一部解約にあつては解約差金として処理します。

(償還金の委託者への交付と支払いに関する受託者の免責)

第33条 受託者は、信託が終了したときは、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ）の全額を委託者に交付します。

- ② 受託者は、前項の規定により委託者に償還金を交付した後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(償還金の支払いの時期)

第34条 委託者は、受託者から償還金の交付を受けた後、受益証券と引き換えに、当該償還金を受益者に支払います。

(信託契約の一部解約)

第35条 委託者は、受益者の請求があつた場合には、この信託契約の一部を解約します。

- ② 解約金は、一部解約を行う日の一部解約または追加信託の処理を行う前の信託財産の資産総額から負

債総額を控除した金額を、一部解約または追加信託を行う前の受益権総口数で除した金額に、当該一部解約にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

(信託契約の解約)

- 第36条 委託者は、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、この信託の受益証券を投資対象とすることを信託約款において定めるすべての証券投資信託がその信託を終了させることとなる場合には、この信託契約を解約し、信託を終了させます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
 - ③ 委託者は、前2項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ④ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
 - ⑤ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。
 - ⑥ 委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - ⑦ 第4項から前項までの規定は、第2項の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。

(信託契約に関する監督官庁の命令)

- 第37条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第41条の規定に従います。

(委託者の登録取消等に伴う取扱い)

- 第38条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第41条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い)

- 第39条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- ② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任及び解任に伴う取扱い)

- 第40条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第41条の規定に従い、新受託者を選任します。
- ② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更)

- 第41条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受

益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- ③ 前項の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④ 前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の2分の1を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤ 委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

(反対者の買取請求権)

第42条 第36条の規定に従い信託契約の解約を行う場合または前条の規定に従い信託約款の変更を行う場合において、第36条第4項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己の有する受益証券を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(利益相反のおそれがある場合の受益者への書面交付)

第43条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第13条第1項に定める書面を交付しません。

(運用報告書)

第44条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条に定める運用報告書を交付しません。

(公告)

第45条 委託者が行う公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第46条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

前記条項により信託契約を締結します。

信託契約締結日 平成18年12月22日

委 託 者 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

受 託 者 りそな信託銀行株式会社

用語解説

委 託 会 社	投資信託委託会社であり、「委託者」「投信会社」「運用会社」とも呼ばれます。受託会社と締結した信託契約に基づき、信託財産の運用指図、投資信託説明書（目論見書）や運用報告書の作成等を行います。
運 用 報 告 書	受益者（お客さま）に、ファンドの運用実績・運用状況等をお知らせするための書類です。当ファンドでは原則として、5月及び11月の計算期間末毎に委託会社が作成し、販売会社を通じて受益者の皆さまにお渡しします。
基 準 価 額	ファンドを購入または途中換金する時の基準となる価額で、純資産総額を受益権総口数（ファンドを保有しているすべての受益者の保有口数）で割って算出されます。基準価額は、組入れる有価証券の値動き等により日々変動します。当ファンドでは、1万口当たりの価額で表示されます。
受 託 会 社	信託業務を営む金融機関又は信託会社であり、「受託者」とも呼ばれます。委託会社の指図に基づき、信託財産の保管・管理や基準価額の計算を含む信託財産の計算等を行います。信託財産は、受託会社自身の財産と分別して管理されています。
純 資 産 総 額	ファンドに組入れられている株式や公社債等をすべて時価評価し、株式の配当金や公社債等の利息などの収入を加えたものから、未払金などの負債総額やファンドの運用に必要な費用などを差し引いたもので、ファンドの信託財産が全体でいくらになっているかを表す金額です。
信 託 期 間	ファンドが設定されてから終了するまでの期間をいいます。委託会社は受託会社と合意の上、所定の手続きを行うことによって信託期間を変更することができます。
信 託 財 産 留 保 額	ファンドを途中換金する際に、換金時の基準価額から控除される金額です。当ファンドでは信託財産留保額を徴収しないため、換金価額は基準価額と同額になります。
信 託 報 酬	ファンドの運用・管理にかかる費用で、ファンド毎に一定の率が決められ、ファンドの中から委託会社、受託会社、販売会社に支払われます。
設 定 日 / 信 託 設 定 日	ファンドの運用を開始する日です。ファンドについて、委託会社と受託会社が信託契約を締結します。
追 加 型 投 資 信 託	オープン型投資信託ともいいます。ファンドの設定・運用開始後も買付・売却ができる投資信託のことです。
販 売 会 社	ファンドの販売を行う会社（銀行や証券会社等の金融機関）をいいます。販売会社は、募集の取扱のほか、換金（解約）の取扱、収益分配金・償還金の支払いの取扱等を行います。
ファンド・オブ・ファンズ	社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において「投資信託証券への投資を目的とする投資信託」をいいます。投資信託証券から株式や債券などへ投資します。
ベ ン チ マ ー ク	ファンドの運用を行うにあたり、基準とする指標（＝インデックス）です。ベンチマークが定められている場合は、投資信託説明書（目論見書）に記載されます。

アムンディ・リそなワールド・セレクト・ファンド
(愛称：「りそなオールスター」)
追加型投信／内外／資産複合

投資信託説明書(請求目論見書)
2010 年 7 月

アムンディ・ジャパン株式会社

本書は金融商品取引法の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書（請求目論見書）です。

1. 本投資信託説明書（請求目論見書）により行う「アムンディ・リそなワールド・セレクト・ファンド」（愛称：りそなオールスター）の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法（昭和23年法第25号）第5条の規定により有価証券届出書を平成22年6月15日に関東財務局長に提出しており、平成22年7月1日にその届出の効力が生じております。
2. 本投資信託説明書（請求目論見書）は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」の内容を記載したものであり、金融商品取引法（昭和23年法第25号）の規定に基づき、投資家の請求により交付される目論見書です。
3. 「アムンディ・リそなワールド・セレクト・ファンド」（愛称：りそなオールスター）の受益権の価額は、同ファンドに組入れられている有価証券等の値動きや為替の変動による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資家の皆さまに帰属いたします。
4. 当ファンドは投資元本及び分配金が保証されているものではありません。

（投資信託についての一般的な留意事項）

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・投資信託は預金ではなく、預金保険の対象とはなりません。
- ・投資信託は保険契約ではなく、保険契約者保護機構の保護の対象とはなりません。
- ・銀行を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象とはなりません。
- ・投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（銀行は販売の窓口となります）。
- ・投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に投資するため、投資元本及び分配金が保証された商品ではありません。
- ・投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬及びその他の費用等がかかります。
- ・投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

（金融商品の販売等に関する法律に係る重要事項）

当ファンドは、主に投資信託証券を通じて国内外の株式、債券や不動産等の値動きのある資産を投資対象としていますので、当該資産の価格の下落や投資対象となる有価証券の発行体の倒産や財務状況の悪化及びそれらに関する外部評価の変化等により、基準価額は影響を受け、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、為替の変動（円高になった場合等）により当ファンドが実質的に投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、基準価額が下落、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

投資信託説明書（請求目論見書）の目次

第1 ファンドの沿革	1
第2 手続等	1
1 申込（販売）手続等	1
2 換金（解約）手続等	2
第3 管理及び運営	3
1 資産管理等の概要	3
① 資産の評価	3
② 保管	3
③ 信託期間	3
④ 計算期間	3
⑤ その他	4
2 受益者の権利等	6
第4 ファンドの経理状況	7
1 財務諸表	10
2 ファンドの現況	30
第5 設定及び解約の実績	31

第1 ファンドの沿革

平成18年12月22日 信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始
平成19年 1月 4日 投資信託の振替制度へ移行

第2 手続等

1 申込（販売）手続等

①お申込みの受付場所

当ファンドの取得申込は、委託会社が指定する後記販売会社の本支店営業所等において取扱っております。販売会社によっては、一部の支店・営業所等で扱わない場合があります。詳しくは販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

販売会社	株式会社 りそな銀行 株式会社 埼玉りそな銀行 株式会社 近畿大阪銀行
------	---

②申込期間と申込価額

申込期間	申込価額
平成22年7月1日(木)から 平成23年2月8日(火)まで	申込受付日の翌営業日の 基準価額

取得申込の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該取得の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱となります。

ただし、ファンドの休業日※にあたる場合は、お申込みできません。

※ 東京証券取引所の休業日、ロンドン、ルクセンブルグの銀行休業日及びニューヨーク証券取引所の休業日あるいは米国債券市場協会の定める休業日のいずれかに該当する場合を指します。

申込期間は、前記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、取得申込の受付を中止すること及び取得申込の受付を取消することができます。

③申込単位

1円または1口を最低単位として販売会社が定める申込方法及び単位とします。

詳しくは、販売会社にお問合せください。

※ 取得申込者は販売会社に、取得申込と同時にまたは予め当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払と引換に、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

2 換金（解約）手続等

①途中換金※の受付

※途中換金とは信託約款上の一部解約と同意義です。

- (a) 原則として、毎営業日換金（解約）のお申込みが可能です。ファンドをご購入いただいた販売会社においてお申込みください。
- (b) 受益者が途中換金の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。

②途中換金取扱期間と換金価額

- (a) 途中換金の実行の請求の受付は、原則として各営業日の午後3時までに受付けたもの（当該換金の申込にかかる販売会社所定の事務手続きが完了したもの）を当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとなります。
- (b) 途中換金の実行の請求日が、ファンドの休業日にあたる場合においては、委託会社は途中換金の実行の請求を受付けないものとします。
- (c) 換金価額は、換金請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- (d) 換金代金は、換金請求受付日から起算して原則として5営業日目から、販売会社において受益者に支払われます。

③換金単位

1口を最低単位として販売会社が定める単位とします。
詳しくは、販売会社にお問合せください。

④換金価額の照会方法

換金価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。なお、換金価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。
当ファンドの換金価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

インターネットホームページ：<http://www.amundi.co.jp>

⑤換金の実行の請求の受付を中止する特別な場合

- (a) 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断で途中換金の実行の請求の受付を取消することができます。
- (b) 途中換金の実行の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の途中換金の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその途中換金の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の換金価額は、当該受付の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に途中換金の実行の請求を受付けたものとして当該基準価額の計算日の翌営業日の基準価額とします。

⑥受益権の買取

販売会社は、受益者の請求があるときは、その受益権を買取ります。

買取のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、お申込みの販売会社にお問合せください。

⑦買取請求の受付と買取価額

買取請求の受付と買取価額の詳細については、販売会社へお問合せください。

⑧買取請求の受付を中止する特別な場合

金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は受益権の買取を取消すことができます。

* 買取請求の受付を中止する特別な場合の詳細については、販売会社にお問合せください。

* 換金の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換に、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定に従い、当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
換金の請求を受益者がするときは、振替受益権をもって行うものとします。

第3 管理及び運営

1 資産管理等の概要

①資産の評価

(i) 基準価額の算定

基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます）を法令及び社団法人投資信託協会規則に従って時価又は一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます）を、計算日における受益権総口数で除して得た金額をいいます。なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます）、預金その他の資産をいいます。以下同じ）の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(ii) 基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の営業日において日々算出され、委託会社及び販売会社に問合せることにより知ることができます。また、当日の基準価額は原則として、翌日の日本経済新聞に掲載されます。なお、基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。
当ファンドの基準価額について委託会社の照会先は次の通りです。

アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン

電話番号：0120-202-900（フリーダイヤル）

受付時間：月曜日～金曜日（祝休日を除く）の午前9時～午後5時

インターネットホームページ：<http://www.amundi.co.jp>

②保管

該当事項はありません。

③信託期間

信託期間は平成18年12月22日から無期限とします。ただし、後記「⑤その他（i）信託の終了」に該当する場合、信託は終了することがあります。

④計算期間

(i) この信託の計算期間は、原則として毎月12日から翌月11日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から平成19年3月12日までとします。

(ii) 各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託約款に定める信託期間の終了日とします。

⑤その他

(i) 信託の終了

- a. 委託会社は、次の場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます（以下「繰上償還」といいます）。この場合において、委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
 - i. 信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき
 - ii. 信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合
 - iii. やむを得ない事情が発生したとき委託会社は、前記に従い繰上償還させる場合、以下の手続により行います。
 - 1) 委託会社は、あらかじめ解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 2) 前記の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
 - 3) 当該一定期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、信託契約の解約をしません。
 - 4) 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
 - 5) 前記2) から4) までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記2) の一定の期間が1ヵ月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
- b. 委託会社が、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- c. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、後記「(ii) 信託約款の変更」のc. の異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときに該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において、存続します。
- d. 受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合及び解任された場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(ii) 信託約款の変更

- a. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ変更しようとする旨及びその内容を監督官庁に届出ます。委託会社は、かかる変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として公告を行いません。
- b. 前記a. の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は1ヵ月を下らないものとします。
- c. 前記b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記a. の信託約款の変更をしません。
- d. 委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。

- ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- e. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、前記a. からd. までの規定に従います。

(iii) 反対者の買取請求権

当ファンドの信託契約の解約または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、販売会社を通じて、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

(iv) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(v) 運用報告書の作成

委託会社は、5月及び11月の計算期間の末日及び償還時に運用報告書を作成し、当該信託財産にかかる知られたる受益者に対して交付します。

(vi) 関係法人との契約の更改等に関する手続

販売会社との間で締結された募集・販売等に関する契約の有効期間は、契約締結の日から1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社いずれからも、別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱についてもこれと同様とします。ただし、期間の途中においても必要がある時は、契約の一部を変更することができます。

2 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

①収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（原則として決算日（休日の場合は翌営業日）の翌営業日からお支払いします）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

②償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（休日の場合は当該償還日の翌営業日）の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としします）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

③途中換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、1口を最低単位として販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。
* 買取の取扱については販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込み販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

④帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧及び謄写の請求をすることができます。

⑤反対者の買取請求権

信託契約の解約、または信託約款の重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取すべき旨を請求することができます。

第4 ファンドの経理状況

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和 38 年大蔵省令第 59 号)並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、第 5 特定期間(平成 20 年 11 月 12 日から平成 21 年 5 月 11 日まで)については、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に、また、第 6 特定期間(平成 21 年 5 月 12 日から平成 21 年 11 月 11 日まで)については、改正後の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)に基づき作成しております。ただし、第 6 特定期間については、「投資信託及び投資法人に関する法律施行規則等の一部を改正する内閣府令」(平成 21 年内閣府令第 35 号)の附則第 16 条第 2 項本文を適用しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドの計算期間は 6 ヶ月未満であるため、財務諸表は 6 ヶ月毎に作成しております。
- (3) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 5 特定期間(平成 20 年 11 月 12 日から平成 21 年 5 月 11 日まで)及び第 6 特定期間(平成 21 年 5 月 12 日から平成 21 年 11 月 11 日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

澤 野 領 

指 定 社 員 公認会計士
業 務 執 行 社 員

松 本 克 丸 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな ワールド・セレクト・ファンドの平成20年11月12日から平成21年5月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな ワールド・セレクト・ファンドの平成21年5月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成21年12月24日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士
業務執行社員

男澤 顕 

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているりそな ワールド・セレクト・ファンドの平成21年5月12日から平成21年11月11日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、りそな ワールド・セレクト・ファンドの平成21年11月11日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

1 財務諸表

りそな ワールド・セレクト・ファンド

(1) 貸借対照表

(単位：円)

		第 5 特定期間末 (平成21年 5月11日)		第 6 特定期間末 (平成21年11月11日)
資産の部				
流動資産				
預金		274,767,745		179,222,224
コール・ローン		615,469,124		544,049,979
投資信託受益証券		16,993,580,781		18,239,140,199
投資証券		13,703,090,845		13,024,849,261
親投資信託受益証券		3,568,128,989		3,614,779,392
派生商品評価勘定		—		560,000
未収配当金		80,032,121		78,476,627
未収利息		843		745
流動資産合計		35,235,070,448		35,681,078,427
資産合計		35,235,070,448		35,681,078,427
負債の部				
流動負債				
未払収益分配金		247,199,653		231,293,358
未払解約金		15,513,958		78,207,874
未払受託者報酬		1,338,082		1,519,118
未払委託者報酬		28,634,911		32,509,108
その他未払費用		850,000		850,000
流動負債合計		293,536,604		344,379,458
負債合計		293,536,604		344,379,458
純資産の部				
元本等				
元本	※1, 2	61,800,943,597	※1, 2	57,828,715,260
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金(△)	※3	△26,859,409,753	※3	△22,492,016,291
(分配準備積立金)		809,911,834		798,752,369
元本等合計		34,941,533,844		35,336,698,969
純資産合計		34,941,533,844		35,336,698,969
負債純資産合計		35,235,070,448		35,681,078,427

(2) 損益及び剰余金計算書

(単位：円)

		第 5 特定期間 (自 平成20年11月12日 至 平成21年 5月11日)		第 6 特定期間 (自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月11日)
営業収益				
受取配当金		1,503,989,222		1,343,014,883
受取利息		201,272		99,299
有価証券売買等損益		1,646,905,588		3,320,587,808
為替差損益		768,583,088		△217,380,677
営業収益合計		3,919,679,170		4,446,321,313
営業費用				
受託者報酬		8,102,987		9,466,521
委託者報酬		173,403,774		202,583,512
その他費用		2,056,873		2,205,835
営業費用合計		183,563,634		214,255,868
営業利益又は営業損失 (△)		3,736,115,536		4,232,065,445
経常利益又は経常損失 (△)		3,736,115,536		4,232,065,445
当期純利益又は当期純損失 (△)		3,736,115,536		4,232,065,445
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額 (△)		△2,531,279		27,791,272
期首剰余金又は期首欠損金 (△)		△30,020,351,209		△26,859,409,753
剰余金増加額又は欠損金減少額		1,154,815,843		1,790,338,918
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		1,154,815,843		1,790,338,918
剰余金減少額又は欠損金増加額		231,794,722		187,545,224
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		231,794,722		187,545,224
分配金	※1	1,500,726,480	※1	1,439,674,405
期末剰余金又は期末欠損金 (△)		△26,859,409,753		△22,492,016,291

(3) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第 5 特定期間 (自 平成20年11月12日 至 平成21年 5月11日)	第 6 特定期間 (自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月11日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資信託受益証券の基準価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。 (3)親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。	(1)投資信託受益証券 同左 (2)投資証券 同左 (3)親投資信託受益証券 同左
2. デリバティブ等の評価 基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として特定期間末日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として、投資信託受益証券及び投資証券の収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。	受取配当金 同左

項目	第 5 特定期間 (自 平成20年11月12日 至 平成21年 5月11日)	第 6 特定期間 (自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月11日)
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成 12 年総理府令第 133 号)第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(追加情報)

第 5 特定期間 (自 平成20年11月12日 至 平成21年 5月11日)	第 6 特定期間 (自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月11日)
—	当ファンドの信託約款第21条に記載の別に定める運用の基本方針の「別に定める投資信託証券」として、平成21年8月11日より、投資対象を「ゴールドマン・サックス・グローバル物価連動債サブ・トラスト-FOFクラス」(ケイマン籍)及び「ゴールドマン・サックス・グローバル物価連動債ポートフォリオークラスIシェア」(ルクセンブルグ籍)から「CMAM世界物価連動債ファンド(為替ヘッジなし)(適格機関投資家専用)」(日本籍)へと変更致しました。

(貸借対照表に関する注記)

項目	第 5 特定期間末 (平成21年 5月11日)	第 6 特定期間末 (平成21年11月11日)
※ 1 期首元本額	63,618,110,847 円	61,800,943,597 円
期中追加設定元本額	458,848,680 円	456,437,763 円
期中一部解約元本額	2,276,015,930 円	4,428,666,100 円
※ 2 特定期間末日における受益権 の総数	61,800,943,597 口	57,828,715,260 口
※ 3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は26,859,409,753 円であります。	貸借対照表上の純資産額が 元本総額を下回っており、 その差額は22,492,016,291 円であります。

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第 5 特定期間 (自 平成20年11月12日 至 平成21年 5月11日)	第 6 特定期間 (自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月11日)
※ 1 分配金の計算過程 (平成 20 年 11 月 12 日から平成 20 年 12 月 11 日ま での計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配 後の配当等収益から費用を控除した額 (287,932,553 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売 買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した 額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (381,166,983 円)及び分配準備積立金(749,096,641 円)より分配対象収益は1,418,196,177 円 (1 万口 当たり 223 円)であり、うち253,340,274 円 (1 万 口当たり 40 円)を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の 配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法に よっております。 (平成 20 年 12 月 12 日から平成 21 年 1 月 13 日ま での計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配 後の配当等収益から費用を控除した額 (233,115,429 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売 買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した 額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (380,444,484 円)及び分配準備積立金(778,698,894 円)より分配対象収益は1,392,258,807 円 (1 万口 当たり 220 円)であり、うち252,091,689 円 (1 万 口当たり 40 円、外国所得税 38 円控除前)を分配金 額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の 配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法に よっております。	※ 1 分配金の計算過程 (平成 21 年 5 月 12 日から平成 21 年 6 月 11 日ま での計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配 後の配当等収益から費用を控除した額 (269,102,766 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売 買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (318,393,751 円)及び分配準備積立金(803,812,097 円)より分配対象収益は1,391,308,614 円 (1 万口 当たり 226 円)であり、うち245,630,891 円 (1 万口 当たり 40 円、外国所得税 7,908 円控除前)を分配金額 としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配 当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によ っております。 (平成 21 年 6 月 12 日から平成 21 年 7 月 13 日ま での計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配 後の配当等収益から費用を控除した額 (190,458,235 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売 買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (317,774,539 円)及び分配準備積立金(820,892,970 円)より分配対象収益は1,329,125,744 円 (1 万口 当たり 217 円)であり、うち244,117,025 円 (1 万口 当たり 40 円、外国所得税 3,310 円控除前)を分配金額 としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配 当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によ っております。

第 5 特定期間 (自 平成20年11月12日 至 平成21年 5月11日)	第 6 特定期間 (自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月11日)
(平成 21 年 1 月 14 日から平成 21 年 2 月 12 日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (217, 177, 964 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (360, 413, 639 円) 及び分配準備積立金 (773, 682, 075 円) より分配対象収益は 1, 351, 273, 678 円 (1 万口当たり 215 円) であり、うち 250, 747, 287 円 (1 万口当たり 40 円、外国所得税 57 円控除前) を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 (平成 21 年 2 月 13 日から平成 21 年 3 月 11 日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (296, 982, 732 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (325, 908, 719 円) 及び分配準備積立金 (768, 650, 460 円) より分配対象収益は 1, 391, 541, 911 円 (1 万口当たり 223 円) であり、うち 249, 387, 219 円 (1 万口当たり 40 円) を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 (平成 21 年 3 月 12 日から平成 21 年 4 月 13 日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (250, 702, 799 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (325, 141, 180 円) 及び分配準備積立金 (810, 505, 798 円) より分配対象収益は 1, 386, 349, 777 円 (1 万口当たり 223 円) であり、うち 247, 961, 417 円 (1 万口当たり 40 円、外国所得税 964 円控除前) を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	(平成 21 年 7 月 14 日から平成 21 年 8 月 11 日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (216, 694, 267 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (262, 711, 714 円) 及び分配準備積立金 (812, 600, 657 円) より分配対象収益は 1, 292, 006, 638 円 (1 万口当たり 213 円) であり、うち 241, 933, 463 円 (1 万口当たり 40 円、外国所得税 23, 352 円控除前) を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 (平成 21 年 8 月 12 日から平成 21 年 9 月 11 日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (264, 912, 927 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (236, 285, 641 円) 及び分配準備積立金 (803, 795, 342 円) より分配対象収益は 1, 304, 993, 910 円 (1 万口当たり 217 円) であり、うち 239, 612, 635 円 (1 万口当たり 40 円、外国所得税 17, 109 円控除前) を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。 (平成 21 年 9 月 12 日から平成 21 年 10 月 13 日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (209, 864, 336 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (234, 684, 557 円) 及び分配準備積立金 (819, 805, 323 円) より分配対象収益は 1, 264, 354, 216 円 (1 万口当たり 213 円) であり、うち 237, 156, 938 円 (1 万口当たり 40 円、外国所得税 18, 226 円控除前) を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

第 5 特定期間 (自 平成20年11月12日 至 平成21年 5月11日)	第 6 特定期間 (自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月11日)
(平成 21 年 4 月 14 日から平成 21 年 5 月 11 日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (241, 627, 031 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (325, 077, 506 円) 及び分配準備積立金 (809, 860, 570 円) より分配対象収益は 1, 376, 565, 107 円 (1 万口当たり 222 円) であり、うち 247, 203, 774 円 (1 万口当たり 40 円、外国所得税 4, 121 円控除前) を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。	(平成 21 年 10 月 14 日から平成 21 年 11 月 11 日までの計算期間) 計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額 (165, 832, 464 円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額 (0 円)、信託約款に規定される収益調整金 (203, 231, 739 円) 及び分配準備積立金 (798, 693, 328 円) より分配対象収益は 1, 167, 757, 531 円 (1 万口当たり 201 円) であり、うち 231, 314, 861 円 (1 万口当たり 40 円、外国所得税 21, 503 円控除前) を分配金額としております。 なお、分配金の計算過程においては、親投資信託の配当等収益及び収益調整金相当額を充当する方法によっております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第 5 特定期間末 (平成 21 年 5 月 11 日)		第 6 特定期間末 (平成 21 年 11 月 11 日)	
	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当特定期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	16, 993, 580, 781	838, 414, 980	18, 239, 140, 199	△151, 119, 153
投資証券	13, 703, 090, 845	1, 137, 621, 596	13, 024, 849, 261	67, 231, 760
親投資信託受益証券	3, 568, 128, 989	313, 452, 034	3, 614, 779, 392	△30, 551, 629
合計	34, 264, 800, 615	2, 289, 488, 610	34, 878, 768, 852	△114, 439, 022

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	第5特定期間 (自 平成20年11月12日 至 平成21年 5月11日)	第6特定期間 (自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月11日)
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的	外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取りまたは支払にかかる円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。当ファンドは、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

Ⅱ 取引の時価等に関する事項

通貨関連

第5特定期間末（平成21年5月11日）

該当事項はありません。

第6特定期間末（平成21年11月11日）

区分	種類	契約額等（円）		時価 （円）	評価損益 （円）
			うち1年超		
市場取引以外の取引	為替予約取引				
	売建				
	ユーロ	134,870,000	—	134,310,000	560,000
	合計	134,870,000	—	134,310,000	560,000

（注）時価の算定方法

- 原則として特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のように評価しております。
 - ①特定期間末日において為替予約の受渡日（以下「当該日」という）の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
 - ②特定期間末日において当該日の対顧客先物売買相場が発表されていない場合は以下の方法によって評価しております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートにより評価しております。
 - ・特定期間末日に当該日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値により評価しております。
- 特定期間末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、特定期間末日の対顧客電信売買相場の仲値により評価しております。
- 換算において円未満の端数は切捨てております。

（関連当事者との取引に関する注記）

第5特定期間（自 平成20年11月12日 至 平成21年5月11日）

該当事項はありません。

第6特定期間（自 平成21年5月12日 至 平成21年11月11日）

該当事項はありません。

（1口当たり情報に関する注記）

	第5特定期間末 （平成21年5月11日）	第6特定期間末 （平成21年11月11日）
1口当たり純資産額	0.5654円	0.6111円
（1万口当たり純資産額）	（5,654円）	（6,111円）

(4) 附属明細表

第1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託 受益証券	日本円	DWS欧州株式ファンド（適格機関投資家専用）	1,412,067,422	737,240,401	
		フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド（適格機関投資家専用）	1,292,244,774	736,579,521	
		JPMエマージング株式ファンドF（適格機関投資家専用）	1,706,710,426	754,878,021	
		SG 海外国債インカムファンドF（適格機関投資家専用）	832,442,706	689,012,827	
		JPM新興国ソブリン・ファンドF（適格機関投資家専用）	7,992,453,129	5,123,961,701	
		CMAM世界物価連動債ファンド（為替ヘッジなし）（適格機関投資家専用）	640,000,000	710,656,000	
		ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）	4,919,568,803	3,365,968,975	
		PCA 米国ハイイールド社債ファンド（適格機関投資家専用）	10,967,286,783	6,120,842,753	
	小計	銘柄数 組入時価比率	29,762,774,043 8 51.6%	18,239,140,199 100.0%	
	投資信託受益証券 合計			18,239,140,199	
投資証券	日本円	CAAM FUNDS ジャパン・バリュート-I2クラス	150,533	833,049,622	
		CAAM FUNDS 韓国ファンド-I2クラス	30,075	199,337,100	
	小計	銘柄数 組入時価比率	180,608 2 2.9%	1,032,386,722 7.9%	
	米ドル	CAAM FUNDS インドファンド-I2クラス	19,151	2,158,317.70	
		CAAM FUNDS グレーター・チャイナ-I2クラス	18,952	2,366,915.28	
		ゴールドマン・サックス・エンハンスド・コモディティ・サブ・トラスト-FOFクラス	2,446,394,634	15,906,457.91	
		銘柄数	2,446,432,737 3	20,431,690.89 (1,829,453,602)	
		組入時価比率	5.2%	14.0%	
	ユーロ	CAAM FUNDS ユーロ・コーポレート・ボンド・ファンド-I2クラス	289,333	26,225,143.12	
		CAAM FUNDS ユーロ・ハイイールド・ボンド・ファンド-I2クラス	609,431	46,682,414.60	

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	小計	JP モルガン ファンズ グローバル・コンバーティブルズ ファンド (ユーロ)	230,360	2,755,105.60	
		銘柄数	1,129,124	75,662,663.32	
		組入時価比率	3	(10,163,008,937)	
			28.8%	78.0%	
	投資証券 合計			13,024,849,261 (11,992,462,539)	
親投資信託 受益証券	小計	CA グローバル REIT マザーファンド	7,451,616,970	3,614,779,392	
		銘柄数	7,451,616,970	3,614,779,392	
		組入時価比率	1		
			10.2%	100.0%	
	親投資信託受益証券 合計			3,614,779,392	
合計				34,878,768,852 (11,992,462,539)	

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 3 銘柄	100.0%	15.3%
ユーロ	投資証券 3 銘柄	100.0%	84.7%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「(3) 注記表 (デリバティブ取引等に関する注記)」に記載しております。

(参考情報)

当ファンドは、「CAグローバルREITマザーファンド」の受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。

なお、同親投資信託の状況は以下の通りです。

「CAグローバルREITマザーファンド」の状況

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

(1) 貸借対照表

(単位：円)

		(平成21年 5月11日)		(平成21年11月11日)
資産の部				
流動資産				
預金		71,155,809		42,848,130
コール・ローン		3,283,803		39,398,946
投資証券		3,477,228,633		3,623,945,325
未収入金		46,136		18,127
未収配当金		23,901,853		21,208,110
未収利息		4		53
流動資産合計		3,575,616,238		3,727,418,691
資産合計		3,575,616,238		3,727,418,691
負債の部				
流動負債				
その他未払費用		155,979		—
流動負債合計		155,979		—
負債合計		155,979		—
純資産の部				
元本等				
元本	※1,2	8,725,372,400	※1,2	7,683,371,754
剰余金				
期末剰余金又は期末欠損金(△)	※3	△5,149,912,141	※3	△3,955,953,063
元本等合計		3,575,460,259		3,727,418,691
純資産合計		3,575,460,259		3,727,418,691
負債純資産合計		3,575,616,238		3,727,418,691

(2) 注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	(自 平成20年11月12日 至 平成21年 5月11日)	(自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月11日)
1. 有価証券の評価基準 及び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、投資証券の基準価額で評価しております。	投資証券 同左
2. デリバティブ等の評価 基準及び評価方法	為替予約取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算期間末日（本報告書開示対象ファンドの期末日をいいます）の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。	為替予約取引 同左
3. 収益及び費用の計上 基準	受取配当金 原則として、投資証券の権利落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額、いまだ確定していない場合には入金時に計上しております。	受取配当金 同左
4. その他財務諸表作成の ための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。	外貨建取引等の処理基準 「投資信託財産の計算に関する規則」第60条及び第61条に基づいております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	(平成21年 5月11日)	(平成21年11月11日)
※1 本報告書開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	7,496,560,788 円	8,725,372,400 円
同期中における追加設定元本額	1,230,240,646 円	833,488,946 円
同期中における一部解約元本額	1,429,034 円	1,875,489,592 円
同期末における元本の内訳		
りそな ワールド・セレクト・ファンド	8,707,000,951 円	7,451,616,970 円
C A グローバル REIT ファンド V A (適格機関投資家専用)	18,371,449 円	231,754,784 円
合計	8,725,372,400 円	7,683,371,754 円
※2 本報告書開示対象ファンドの期末における受益権の総数	8,725,372,400 口	7,683,371,754 口
※3 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 5,149,912,141 円であります。	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は 3,955,953,063 円であります。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	(平成 21 年 5 月 11 日)		(平成 21 年 11 月 11 日)	
	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)	貸借対照表計上額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	3,477,228,633	△2,020,414,212	3,623,945,325	591,435,154
合計	3,477,228,633	△2,020,414,212	3,623,945,325	591,435,154

(注) 当期間とは、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書開示対象ファンドの期末日までの期間（平成 20 年 5 月 13 日から平成 21 年 5 月 11 日及び平成 21 年 5 月 12 日から平成 21 年 11 月 11 日まで）を指しております。

(デリバティブ取引等に関する注記)

I 取引の状況に関する事項

項目	(自 平成20年11月12日 至 平成21年 5月11日)	(自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月11日)
1. 取引の内容	当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、為替予約取引であります。	同左
2. 取引に対する取組みと利用目的	外貨建資産の購入代金、売却代金、配当金等の受取りまたは支払にかかる円貨額を確定させるため、為替予約取引を行っております。	同左
3. 取引に係るリスクの内容	一般的な為替予約取引に係る主要なリスクとして、為替相場の変動による価格変動リスク及び取引相手の信用状況の変化により損失が発生する信用リスクがあります。当ファンドは、為替予約取引をスポットに限定しているため、価格変動リスクはきわめて小さいと認識しております。また、為替予約の相手先は社内ルールに従った金融機関に限定しているため、相手方の契約不履行に係る信用リスクはほとんどないと判断しております。	同左
4. 取引に係るリスク管理体制	組織的な管理体制により、日々ポジション並びに評価金額及び評価損益の管理を行っております。	同左
5. 取引の時価等に関する事項についての補足説明	取引の時価等に関する事項についての契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。	同左

II 取引の時価等に関する事項

(平成 21 年 5 月 11 日)

該当事項はありません。

(平成 21 年 11 月 11 日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

(自 平成 20 年 11 月 12 日 至 平成 21 年 5 月 11 日)

該当事項はありません。

(自 平成 21 年 5 月 12 日 至 平成 21 年 11 月 11 日)

該当事項はありません。

(1 口当たり情報に関する注記)

	(平成21年 5月11日)	(平成21年11月11日)
1 口当たり純資産額	0.4098 円	0.4851 円
(1 万口当たり純資産額)	(4,098 円)	(4,851 円)

(3) 附属明細表

第 1 有価証券明細表

① 株式

該当事項はありません。

② 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	日本円	日本アコモデーションファンド投資法人	15	6,990,000	
		日本コマーシャル投資法人	68	10,030,000	
		森ヒルズリート投資法人	32	8,960,000	
		野村不動産レジデンシャル投資法人	20	8,580,000	
		産業ファンド投資法人	61	14,774,200	
		日本ビルファンド投資法人	94	70,500,000	
		ジャパンリアルエステイト投資法人	62	45,260,000	
		日本リテールファンド投資法人	50	20,900,000	
		オリックス不動産投資法人	71	29,536,000	
		日本プライムリアルティ投資法人	41	8,036,000	
		プレミアム投資法人	74	25,900,000	
		東急リアル・エステート投資法人	6	2,874,000	
		グローバル・ワン不動産投資法人	11	6,589,000	
		野村不動産オフィスファンド投資法人	40	21,960,000	
		ユナイテッド・アーバン投資法人	76	39,064,000	
		森トラスト総合リート投資法人	23	16,192,000	
		日本レジデンシャル投資法人	14	3,255,000	
		フロンティア不動産投資法人	27	17,604,000	
		日本ロジスティクスファンド投資法人	13	8,957,000	
		福岡リート投資法人	44	21,824,000	
		ジャパン・シングルレジデンス投資法人	10	995,000	
		ケネディクス不動産投資法人	54	13,926,600	
		ラサールジャパン投資法人	90	10,521,000	

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	日本円	阪急リート投資法人	53	20,405,000	
		アドバンス・レジデンス投資法人	51	18,462,000	
		ジャパン・ホテル・アンド・リゾート投資法人	115	14,490,000	
		トップリート投資法人	53	20,352,000	
		ビ・ライフ投資法人	18	7,650,000	
		日本ホテルファンド投資法人	51	7,854,000	
		ジャパンエクセレント投資法人	38	15,770,000	
		小計	1,375	518,210,800	
	米ドル	銘柄数	30		
		組入時価比率	13.9%	14.3%	
		Acadia Realty Trust	4,411	72,119.85	
		Alexandria Real Estate Eqty	3,600	218,664.00	
		AMB Property Corp	13,900	329,291.00	
		American Campus Communities Inc	5,600	149,744.00	
		Apartment Investment & Mgmt	11,820	156,260.40	
		AvalonBay Communities Inc	7,562	537,809.44	
		BioMed Realty Trust Inc	10,500	145,320.00	
		Boston Properties Inc	12,600	801,360.00	
		Brandywine Realty Trust	11,800	116,230.00	
		BRE Properties Inc A	5,000	151,950.00	
		Camden Property Trust	6,300	241,479.00	
		CBL & Associates Properties	14,076	123,305.76	
		Colonial Properties Trust	7,600	78,812.00	
		Corp Office Properties Tr SBI	5,800	201,782.00	
		Cousins Properties	8,309	60,074.07	
		DCT INDUSTRIAL TRUST INC	20,800	100,672.00	
		Developers Diversified Realty	11,509	97,941.59	
		Diamondrock Hospitality	5,700	48,336.00	
		Digital Realty Trust	7,300	338,355.00	
		DOUGLAS EMMETT INC	12,000	154,200.00	
		Duke Realty Corp	22,300	249,760.00	
		EastGroup Properties	2,700	102,978.00	
		Entertainment Propertie Tr SBI	5,500	171,985.00	
		Equity One Inc	6,400	100,288.00	
		Equity Residential	25,900	792,281.00	
		Essex Property Trust	2,800	225,092.00	
		Extra Space Storage Inc	4,300	47,644.00	
		Federal Realty Invst Trust	6,000	395,220.00	
		First Potomac Realty Trust	4,400	51,876.00	
		Franklin Street Properties Corp	6,400	70,144.00	
		Getty Realty Corp	3,500	82,845.00	
		Glimcher Realty Trust	10,100	29,088.00	
		HCP INC	27,400	783,092.00	
		Health Care REIT Inc	11,200	481,824.00	
		Healthcare Realty Trust	6,300	132,300.00	
		Highwoods Properties	7,000	206,500.00	

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	米ドル	Home Properties of New York	3,500	149,310.00	
		Hospitality Properties Trust	7,400	138,676.00	
		Host Hotels & Resorts Inc	39,100	411,332.00	
		HRPT Properties Trust	28,500	188,955.00	
		Inland Real Estate Corp	8,400	67,200.00	
		Kilroy Realty Corp	4,600	131,606.00	
		Kimco Realty Corp	32,500	406,250.00	
		LaSalle Hotel Properties SBI	5,400	108,324.00	
		Lexington Realty Trust	8,473	35,671.33	
		Liberty Property Trust	10,700	322,391.00	
		LTC Properties	2,100	52,731.00	
		Macerich Co	7,279	227,468.75	
		Mack-Cali Realty Corp	7,600	235,372.00	
		Medical Properties Trust	19,200	168,768.00	
		Mid-America Apt Communities	2,900	129,775.00	
		National Health Investors	2,500	79,800.00	
		National Retail Properties Inc	8,400	162,792.00	
		Nationwide Health Properties	10,100	330,472.00	
		Omega Healthcare Investors	8,700	146,856.00	
		Parkway Properties Inc (MD)	1,600	29,680.00	
		Pennsylvania Real Estate	13,900	106,474.00	
		Post Properties Inc	4,400	76,032.00	
		Prologis	40,400	517,120.00	
		PS BUSINESS PARKS INC	1,600	78,608.00	
		Public Storage	12,100	952,270.00	
		Ramco-Gershenson Property Trust	2,200	19,514.00	
		Realty Income Corp	10,300	249,775.00	
		Regency Centers Corp	7,700	262,185.00	
		Saul Centers	1,100	33,000.00	
		Senior Housing Properties Trst	12,200	232,288.00	
		Simon Property Group	25,561	1,805,373.43	
		SL Green Realty Corp	6,863	281,314.37	
		Sovran Self Storage	2,400	72,792.00	
		Sun Communities	6,000	112,500.00	
		Tanger Factory Outlet Centers	3,900	152,178.00	
		Taubman Centers Inc	3,200	104,640.00	
		Udr Inc	14,823	219,528.63	
		U-Store-It Trust	5,700	36,765.00	
		Ventas Inc	14,600	588,380.00	
		Vornado Realty Trust	14,725	939,455.00	
		Washington REIT	6,200	171,740.00	
		Weingarten Realty Investors	10,600	199,280.00	
	小計		777,811	18,781,265.62	
		銘柄数	78	(1,681,674,523)	
		組入時価比率	45.1%	46.4%	

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	カナダドル	Calloway REIT	4,400	80,124.00	
		Canadian Apartment Prop REIT	3,300	45,606.00	
		Canadian Real Estate Inv Trst	2,300	62,560.00	
		Chartwell Seniors Housing REIT	8,800	52,624.00	
		Cominar REIT	2,400	46,680.00	
		Dundee Real Estate Investment	2,629	50,608.25	
		Extendicare REIT	11,000	85,250.00	
		H&R REIT	5,200	65,884.00	
		Innvest Real Estate Investment Trust	11,100	49,950.00	
		Primaris Retail REIT	3,300	53,460.00	
		RioCan Real Estate Invmt Trust	12,100	221,914.00	
		小計	66,529	814,660.25	
	ユーロ	銘柄数	11	(69,580,131)	
		組入時価比率	1.9%	1.9%	
		ALSTRIA OFFICE REIT-AG	2,610	20,880.00	
		Befimmo CVA/SCA	1,514	94,730.98	
		COFINIMMO	1,235	117,534.95	
		Corio NV	5,296	252,804.56	
		Eurocommercial Properties NV	2,204	62,373.20	
		FONCIERE DES REGIONS	3,084	231,300.00	
		Gecina	2,829	215,880.99	
		Icade	1,696	121,365.76	
		Intervest Offices NV/SA	725	16,080.50	
		Klepierre	8,135	231,644.12	
		Nieuwe Steen Investments NV	5,814	81,570.42	
		SILIC	893	76,806.93	
		Tour Eiffel	1,171	62,238.65	
		Unibail-Rodamco SE	7,720	1,203,162.00	
		VastNed Offices/Industrial NV	5,143	64,390.36	
		VastNed Retail NV	1,791	81,374.08	
		Warehouses De Pauw SCA	995	32,954.40	
		Wereldhave NV	1,520	101,931.20	
		小計	54,375	3,069,023.10	
	英ポンド	銘柄数	18	(412,231,182)	
		組入時価比率	11.1%	11.4%	
		British Land Co Plc	93,137	437,278.21	
		DERWENT LONDON PLC	8,622	106,912.80	
		Great Portland Estates Plc	31,945	84,494.52	
		Hammerson Plc	69,760	295,224.32	
		Land Securities Group	76,269	526,256.10	
		Liberty International Plc	18,743	86,011.62	
	小計	SEGR0 PLC	83,075	286,276.45	
		銘柄数	381,551	1,822,454.02	
		組入時価比率	7.3%	7.5%	

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資証券	オーストラリア ドル	Abacus Property Group	219,201	96,448.44	
		ARDENT LEISURE GROUP	30,189	43,170.27	
		Astro Japan Property Group	131,262	65,631.00	
		Centro Retail Trust	83,113	15,375.90	
		CFS Retail Property Trust	202,801	391,405.93	
		Commonwealth Property Office	164,514	154,643.16	
		Dexus Property Group	478,233	382,586.40	
		Goodman Group	413,582	244,013.38	
		GPT Group	893,959	549,784.78	
		ING Office Fund	330,233	184,930.48	
		Macquarie Countrywide Trust	135,196	81,117.60	
		Macquarie Office Trust	429,768	131,079.24	
		Mirvac Group	190,356	279,823.32	
		Stockland	237,584	907,570.88	
		Westfield Group	209,487	2,549,456.79	
	小計		4,149,478	6,077,037.57	
		銘柄数	15	(506,581,851)	
		組入時価比率	13.6%	14.0%	
	ニュージーラン ドル	AMP NZ Office Trust	99,411	78,534.69	
		GOODMAN PROPERTY TRUST	70,998	72,417.96	
		Kiwi Income Property Trust	85,961	87,680.22	
	小計		256,370	238,632.87	
		銘柄数	3	(15,878,631)	
		組入時価比率	0.4%	0.4%	
	香港ドル	Champion REIT	220,000	710,600.00	
		Fortune REIT	72,000	198,720.00	
		GZI REIT	90,000	266,400.00	
		Link REIT	204,000	3,565,920.00	
	小計		586,000	4,741,640.00	
		銘柄数	4	(54,765,942)	
		組入時価比率	1.5%	1.5%	
	シンガポールドル	Ascendas REIT	141,000	259,440.00	
		Ascott Residence Trust	47,800	49,712.00	
		CapitaCommercial Trust	164,000	177,120.00	
		CapitaMALL Trust REIT	237,000	391,050.00	
		CDL HOSPITALITY TRUSTS	36,000	54,360.00	
		Frasers Commercial Trust	658,000	92,120.00	
		Mapletree Logistics REIT	122,000	86,620.00	
		Starhill Global REIT	142,000	80,230.00	
		Suntec Real Estate Investment Trust	192,000	230,400.00	
	小計		1,739,800	1,421,052.00	
		銘柄数	9	(91,799,959)	
		組入時価比率	2.5%	2.5%	
投資証券 合計				3,623,945,325 (3,105,734,525)	
合計				3,623,945,325 (3,105,734,525)	

(有価証券明細表注記)

1. 通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における()内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額であり、内数で表示しております。
3. 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。
4. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入投資証券 時価比率	合計金額に対する比率
米ドル	投資証券 78 銘柄	100.0%	54.1%
カナダドル	投資証券 11 銘柄	100.0%	2.2%
ユーロ	投資証券 18 銘柄	100.0%	13.3%
英ポンド	投資証券 7 銘柄	100.0%	8.8%
オーストラリアドル	投資証券 15 銘柄	100.0%	16.3%
ニュージーランドドル	投資証券 3 銘柄	100.0%	0.5%
香港ドル	投資証券 4 銘柄	100.0%	1.8%
シンガポールドル	投資証券 9 銘柄	100.0%	3.0%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
該当事項はありません。

2 ファンドの現況

純資産額計算書

平成 21 年 12 月末日現在

I 資産総額	34,610,230,198円
II 負債総額	21,011,930円
III 純資産総額 (I - II)	34,589,218,268円
IV 発行済口数	55,095,245,941口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.6278円
(1万口当たり純資産額)	(6,278円)

<参考情報>

「CA グローバル REIT マザーファンド」

平成 21 年 12 月末日現在

I 資産総額	3,646,810,921円
II 負債総額	—円
III 純資産総額 (I - II)	3,646,810,921円
IV 発行済口数	7,044,544,284口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	0.5177円
(1万口当たり純資産額)	(5,177円)

第5 設定及び解約の実績

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1 特定期間	自 平成18年12月22日 至 平成19年 5月11日	49,098,248,555	387,316,457	48,710,932,098
第2 特定期間	自 平成19年 5月12日 至 平成19年11月12日	25,540,180,656	2,702,141,375	71,548,971,379
第3 特定期間	自 平成19年11月13日 至 平成20年 5月12日	597,819,969	4,203,683,264	67,943,108,084
第4 特定期間	自 平成20年 5月13日 至 平成20年11月11日	367,475,031	4,692,472,268	63,618,110,847
第5 特定期間	自 平成20年11月12日 至 平成21年 5月11日	458,848,680	2,276,015,930	61,800,943,597
第6 特定期間	自 平成21年 5月12日 至 平成21年11月11日	456,437,763	4,428,666,100	57,828,715,260

(注1) 全て本邦内におけるものです。

(注2) 第1 特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。

アムンディ・リそなワールド・セレクト・フアンド

りそな オールスター

(愛称)

